

神奈川県循環型社会づくり計画
改定素案

2023（令和5）年7月

神奈川県

目次

I	はじめに	
1	改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	3
II	計画改定の背景	
1	国等の動向（前回改訂以降の状況の変化）	5
2	廃棄物の現状と課題	9
3	廃棄物の将来推計	15
III	基本理念（本県の目指す姿）	17
IV	計画目標	18
V	施策事業体系	
1	施策の基本的な方向	21
2	施策事業	23
VI	計画の推進	
1	県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働	43
2	計画の進行管理	44
3	計画の見直し	44
	資料編	45

注1)本文中で、「*」が付いている用語は、資料編の用語の解説に掲載しているものです。同じ用語が複数回記載されている場合、初出の当該用語に「*」を付しています。
注2)表及びグラフの数値は、四捨五入により合計値と内訳値の合計が一致しない場合があります。

I はじめに

1 改定の趣旨

県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに具体的に進めていくために、2002（平成14）年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しました。その後、2012（平成24）年3月には、計画の名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）に改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、計画に位置付けた事業計画に基づき、取組の推進を図ってきました。

現行の循環型計画は2012（平成24）年度を初年度とし、中間年次である2017（平成29）年3月に後半期間の事業計画を定めるため改訂（以下「前回改訂」という。）を行いました。また、当初は2021（令和3）年度までの10年間の計画としていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、2023（令和5）年度まで計画期間を2年間延長しました。

前回改訂以降、国において第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、SDGs*の観点からも資源循環の重要性がより一層高まり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が制定されています。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済*」への移行も加速しています。また、2050年脱炭素社会の実現に向けた速やかな対応が求められており、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組を推進する必要があります。

2023（令和5）年度で現行の計画期間が満了するため、こうした社会状況の変化やこれまでの取組状況などを踏まえ、事業者や市町村等との連携のもと、引き続き持続可能な循環型社会の形成を目指し、計画の改定を行います。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画であり、同法第5条の2により定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して定めています。

それと同時に、本県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして相互に連携して取組を進めるための計画です。

(2) 他の計画との関係

ア 他の県計画との関係

(ア) 県の総合計画

県政運営の総合的・基本の方針を示す総合計画において、循環型計画は、エネルギー・環境分野を支える主な個別計画として位置付けられるものです。

(イ) 神奈川県環境基本計画

「神奈川県環境基本計画」は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。循環型計画は、この中の「循環型社会の形成」の分野に関する計画です。

(ウ) 廃棄物等に関して県が策定する法定計画等

県では、各法令等に基づき次の計画を策定しており、これらは循環型計画における施策の推進を補強する部門別計画としても位置付けます。

◆神奈川県分別収集促進計画

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第9条に基づく法定計画であり、容器包装廃棄物*の分別収集を促進するための計画です。

◆神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県PCB廃棄物処理計画」という。）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）第7条に基づく法定計画であり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物*」という。）の処理を確実にかつ適正に進めるための計画です。

◆神奈川県海岸漂着物対策地域計画

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に基づく法定計画であり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

◆神奈川県災害廃棄物処理計画

国の基本方針に基づき策定した災害廃棄物の処理に関する計画で、災害対策基本法に基づく「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画としても位置付けています。

◆神奈川県食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法第12条に基づく法定計画であり、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

◆神奈川県プラスチック資源循環推進等計画

「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（以下「県資源循環・不適正処理防止条例」という。）第9条の2に基づく計画であり、プラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

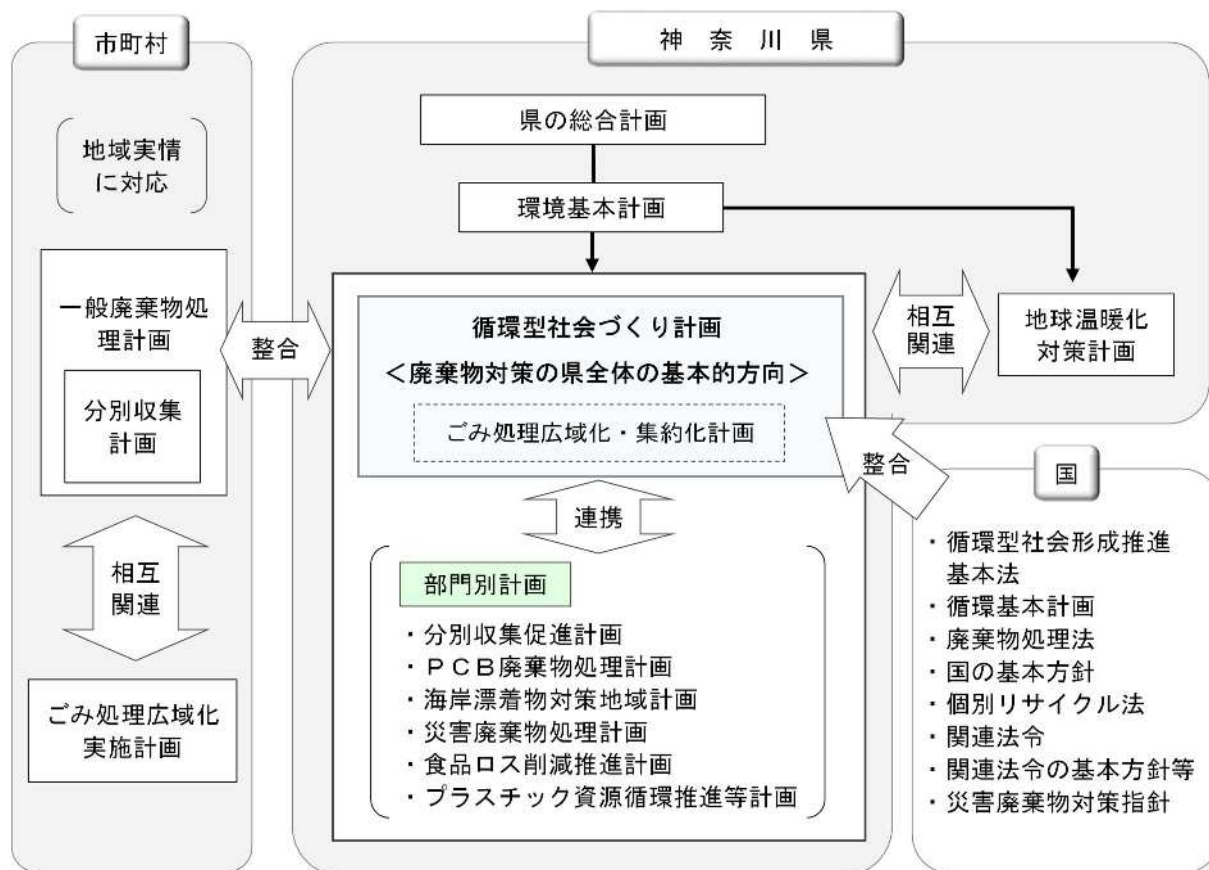
イ 市町村計画との関係

市町村は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画や容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画を策定しています。

循環型計画は、こうした市町村の取組をより効果的に進めていくため、県全体としての廃棄物対策の基本的方向を示すものです。

また、市町村は、これまで、県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」（1998（平成10）年3月策定）の方向に沿って、ごみの減量化・再資源化の推進による循環型社会の構築、ごみの適正処理による環境負荷の低減及びごみ処理事業の効率化を進めるため、広域ブロックごとに「ごみ処理広域化実施計画」の策定に取り組んできました。県は、循環型計画を推進する中で、「ごみ処理広域化実施計画」に基づく市町村の一般廃棄物処理施設の整備を支援しています。

また、こうした状況に加え、人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能なごみ処理システムを確保していくため、2022（令和4）年3月に本計画の別冊として「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」（資料編に掲載）を策定し、取組を推進しています。



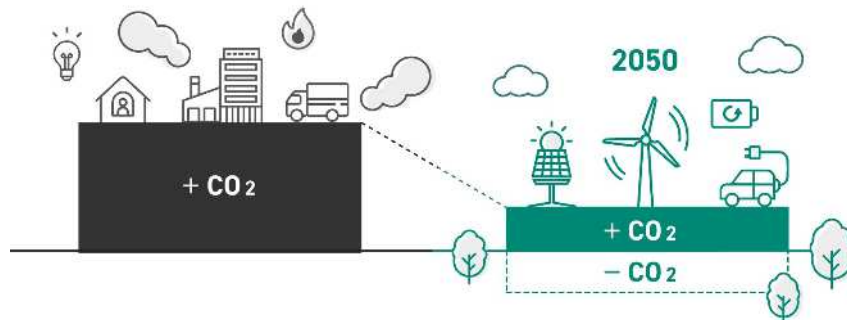
3 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

コラム

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを目指しており、カーボンニュートラルの達成には、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。廃棄物・資源循環分野においても、カーボンニュートラルに貢献する取組が進展しています。



(出典) 環境省 HP

II 計画改定の背景

1 国等の動向（前回改訂以降の状況の変化）

(1) 国の動向

ア 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

2018（平成 30）年 6 月に循環型社会形成推進基本法に基づく、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環基本計画」という。）が策定されました。

第四次循環基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①多種多様な地域循環共生圏*形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね 2025（令和 7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

イ 国の基本方針の変更

2023（令和 5）年 6 月に、国の基本方針が変更され、第四次循環基本計画の目標設定の考え方を基本として廃棄物減量化の目標量が設定されたほか、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けた脱炭素化の推進等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえて内容が変更されました。

ウ 食品ロス削減推進法及びプラスチック資源循環法の施行

第四次循環基本計画ではプラスチックや食品廃棄物については、一層の 3R を進めていくべき分野であるとされており、2050 年脱炭素社会の実現に向けその重要性はさらに高まっています。食品廃棄物については、2019（令和元）年 10 月に食品ロス削減推進法が施行され、プラスチックについては、2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2022（令和 4）年 4 月にはプラスチック資源循環法が施行されました。

<主な法改正等の動き>

年月	内容
2017（平成 29）年	6 月 廃棄物処理法の改正 （有害使用済機器の適正保管の義務付け、電子マニフェスト使用の一部義務化等）
2018（平成 30）年	6 月 第四次循環基本計画を閣議決定
	6 月 海岸漂着物処理推進法の改正
2019（令和元）年	5 月 プラスチック資源循環戦略の策定
	10 月 食品ロス削減推進法の施行
2021（令和 3）年	8 月 廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）の公表
2022（令和 4）年	4 月 プラスチック資源循環法の施行
	9 月 循環経済工程表の策定
2023（令和 5）年	6 月 国の基本方針の変更

(2) 県の動向

県の総合計画及び「神奈川県環境基本計画」については、いずれも新たな計画の策定を2024（令和6）年3月に予定しています。

廃棄物・資源循環の分野においては、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を發表し、2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。さらに2022（令和4）年7月には、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため県資源循環・不適正処理防止条例を改正し、2023（令和5）年3月には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。また、2022（令和4）年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定したほか、2019（令和元）年8月及び2022（令和4）年8月には、第9期及び第10期の「神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。

(3) 市町村の動向

市町村では、具体的な数値目標を掲げた一般廃棄物*の排出抑制や循環的利用の取組が進展しており、特に食品ロスの削減については、フードドライブの実施や食品ロス削減協力店の募集、使い切りレシピ集の公開など様々な取組が進められています。プラスチックごみについては、使い捨てプラスチック（ワンウェイプラ）の削減に向けたマイボトル用の給水スポット設置や、ペットボトルをペットボトルにリサイクルする水平リサイクル等の取組が進展しているほか、プラスチック資源循環法の施行により、市町村は製品プラスチックの分別収集・再商品化に努めることとされたことから、分別収集等の実施に向けた検討等が進められています。

また、2050年脱炭素社会の実現に向け、焼却施設における熱回収*の実施や、指定収集袋のバイオマスプラスチック使用、EVごみ収集車の導入、食品廃棄物のバイオマス活用等の取組も進められています。また、一部自治体では、DX推進のため、手数料のキャッシュレス化やLINE等を活用した収集予約システムを導入しています。

コラム

フードドライブとは？



フードドライブとは、家庭で使い切れない食品を学校や職場などに持ち寄り、フードバンクや福祉団体に寄付し、必要とする人に届ける活動のことです。

食品ロスの削減だけでなく、生活に困っている人への支援という2つの意義があり、「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念にもつながる活動です。

コラム

県におけるこれまでの取組 ～食品ロス削減編～

県では、2022（令和4）年に「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進しています。

● てまえどりの普及啓発

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品陳列棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

県内の食品小売事業者と連携し、2021（令和3）年10月より「てまえどり」運動を開始し、消費者に「てまえどり」を周知いただけるよう、商品陳列棚等に掲示する啓発資材として、スイングPOP、レーンPOP及びポスターを用意し、啓発を行っています。



スイングPOP



レーンPOP



ポスター

● フードドライブ活動の推進



フードドライブに企業の皆様が取り組みやすくなるよう、2021（令和3）年9月に「社内フードドライブ実施マニュアル」を作成し、県ホームページに公開しています。また、県庁においても、率先実行として、食品ロス削減月間である10月にフードドライブ活動を行っています。

● 食品ロス削減教育の実施

小中学校及び県民、事業者の要請に応じ、食品ロスに関する環境出前講座を行っています。

● 県民向けの意識啓発

「食べきり」を呼びかけるポスターを作成し、飲食店などに掲示するなど、食品ロス削減をテーマとした県民への広報を行っています。



「食べきり」呼びかけポスター

コラム

県におけるこれまでの取組 ～プラスチック対策編～

県では、2018（平成 30）年に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2023（令和 5）年には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定し、プラスチックごみの削減に向け、様々な取組を推進しています。

● プラごみゼロ宣言賛同企業等の募集

宣言の趣旨に賛同し、自らも取組を進める企業等を募集・登録しており、2022（令和 4）年度末における登録者数は 2,145 者となり、取組の輪が広がっています。賛同企業等と連携した普及啓発等も進めており、取組を P R するステッカーの配布等を行っています。



PR 用ステッカー

● マイボトルの利用促進

ペットボトルの使用削減のため、県庁本庁舎などの県有施設に給水器を設置するとともに民間事業者等への給水スポットの拡大を進めています。

● LINE 公式アカウント等による情報発信と環境教育の推進

LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を通じてプラごみ削減に関するイベント情報等の発信や YouTube 動画による普及啓発等を行っています。



LINE 公式アカウント



また、環境教育を推進するため、主に小学生を対象としたプラスチックごみ問題に関する学習教材動画とワークシートを作成し、学校などで広く活用していただくため、県ホームページに掲載しています。

● 各種オンラインフォーラムの開催

「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」や「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム」を開催し、企業や市町村等との情報交換や連携した取組を進めています。

● ペットボトルの水平リサイクルの推進

ペットボトルをペットボトル原料へと再生する水平リサイクルを推進するため、「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を発足し、ボトル、ラベル、キャップへの 3 分別の実施率向上に関するモデル事業の実施や県庁本庁舎での率先的な実行、異物の混入を防止する新機能リサイクルボックスの導入などを進めています。



新機能リサイクルボックス

● ドローンによるスカイパトロール



不法投棄の監視体制等を強化するため、ドローンを活用したプラスチックごみ等のスカイパトロールを実施しています。

2 廃棄物の現状と課題

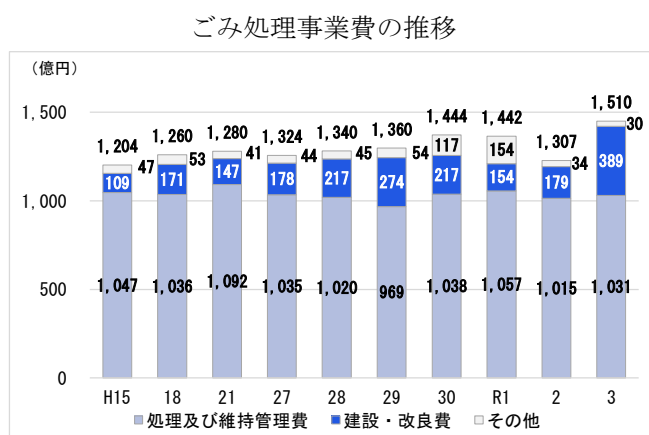
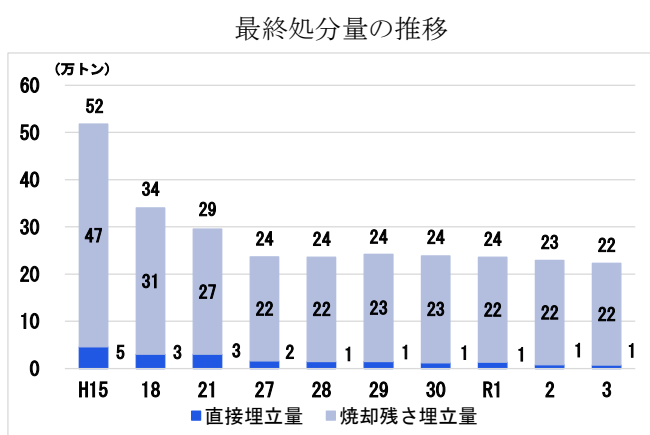
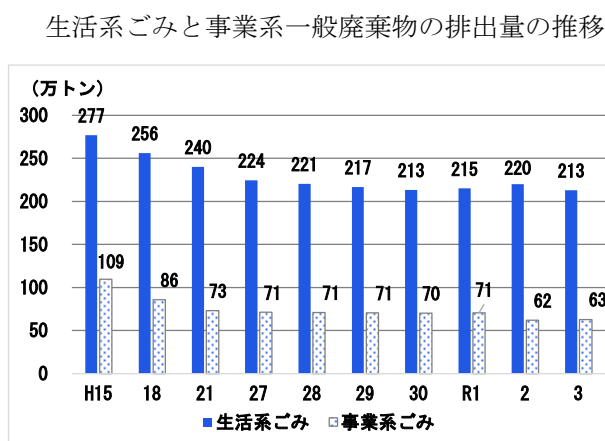
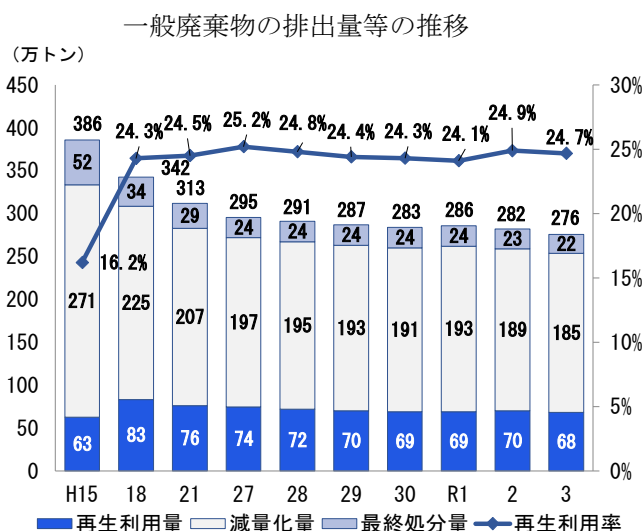
(1) 一般廃棄物

【現状】

排出量は、生活系ごみについては、県人口は増加したものの、排出抑制の取組が進んだことから、減少傾向で推移しています。なお、2020（令和2）年度にコロナ禍の影響により在宅時間が増加したことが原因とみられる一時的な増加がありました。2021（令和3）年度には再び減少しています。事業系ごみについては、近年横ばい傾向でしたが、コロナ禍の影響により2020（令和2）年度に大きく減少し、2021（令和3）年度もその傾向が継続しています。

再生利用率は、デジタル化の進展により、再生利用率が高い新聞等の紙ごみの排出割合が減少していますが、一般廃棄物全体としては近年横ばい傾向で推移しています。

最終処分量は、2003（平成15）年に比べると大幅に減少していますが、近年は横ばい又は微減傾向で推移しています。



(出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要)

また、生活系ごみの排出抑制等に関する県民意識については、県が毎年実施している「県民ニーズ調査」で、「環境のことを考えてゴミの分別やリサイクルなどを心がけている」と回答した人の割合は、2017（平成29）年度は92.3%であったのに対して、2022（令和4）年度は93.7%と1.4ポイント増加しており、高い水準で推移しています。ただし、

II 計画改定の背景

性別・年代別に見ると、40歳代以下の男性では90%を下回っており、他の性別・年代に比べて低い傾向にあります。

【課題】

排出抑制の取組により排出量は減少傾向で推移しているものの、焼却されるごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチックなども多く含まれており、食品ロスの削減による排出抑制や分別の徹底による再資源化の余地が残されています。排出抑制や分別の徹底を図るためには、さらなる普及啓発が必要であり、特に若年層への啓発が重要です。

また、プラスチック資源循環法で市町村の努力義務として定められた、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の推進が求められています。

2050年脱炭素社会の実現に向けては、焼却施設では確実に熱回収を実施するほか、排ガス中の二酸化炭素を回収・貯留し、資源として利活用する技術（CCUS等）の導入が期待されています。

一般廃棄物の処理に当たっては、近年、リチウムイオン電池によるごみ収集車や処理施設の発火事故が発生しており、分別の徹底や業者による回収の仕組みの構築が求められています。さらに、人口減少・少子高齢化といった社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化等を推進する必要があります。

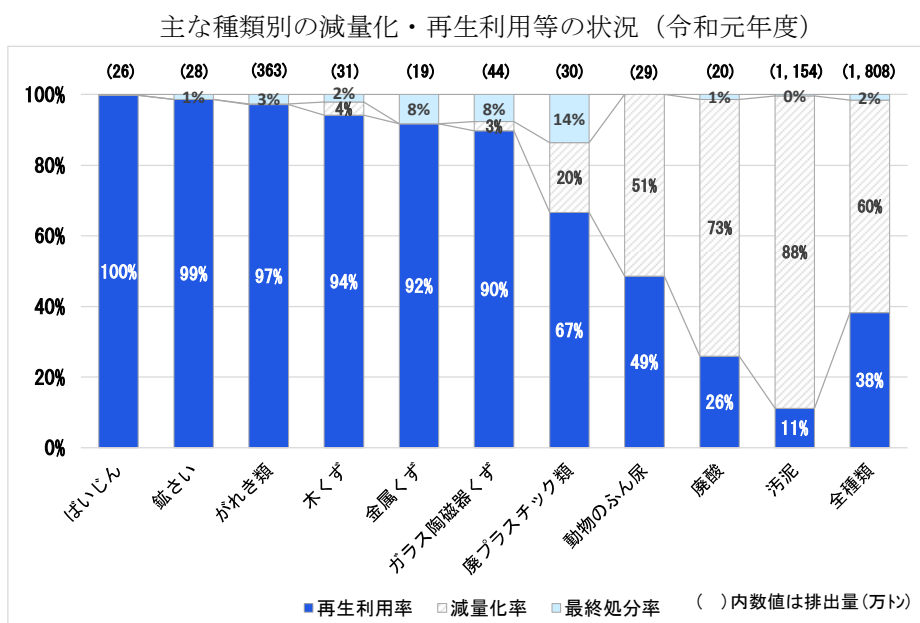
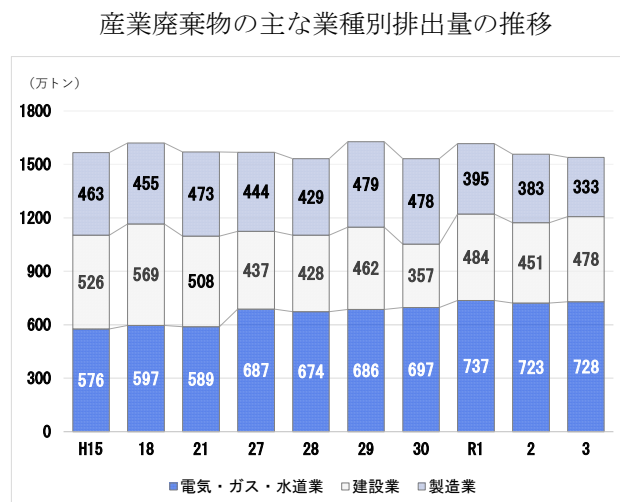
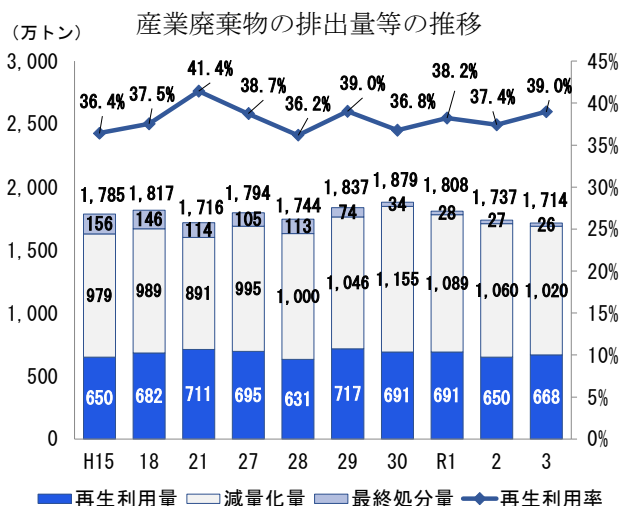
(2) 産業廃棄物*

【現状】

排出量及び再生利用率は、年度によって増減はあるものの、長期的には概ね横ばい傾向で推移しており、直近4年間の排出量は減少傾向にあります。最終処分量は2017（平成29）年度以降、海洋投入処分*の規制厳格化により海洋投入処分量がゼロとなったことから減少しています。

排出量のうち、業種別では、電気・ガス・水道業、建設業及び製造業の3業種で約9割を占めており、種類別では、汚泥及びがれき類の2種類で約8割を占めています。

種類別に再生利用率を比較すると、ばいじん、鉦さい、がれき類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くずはいずれも90%以上が再生利用されています。また、最終処分の割合が最も高いものは廃プラスチック類です。



(出典：神奈川県産業廃棄物実態調査報告書)

【課題】

排出量が長期的には横ばいとなっていることから、排出量の多くを占める業種における自主的な排出抑制や循環的利用を促進する必要があります。

排出量の多い汚泥については、その5割以上を占める下水汚泥では、現在、主に脱水・焼却処理後の焼却灰は建設資材として有効利用されていますが、脱炭素社会の実現に向けては、バイオマスとして肥料等での活用も求められています。

廃プラスチック類は最終処分率が高く、また、化石資源を原料とする廃プラスチック類の焼却による減量化は、温室効果ガスの発生につながることから、排出の抑制や分別の徹底による循環的利用など、プラスチック資源循環法に基づく事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

再生利用率を向上させるためには、製品の単一素材化や分解・分別等が容易な製品設計なども求められています。また、元の製品と同じ用途に繰り返し再生するようリサイクルの質の向上も求められています。

さらに、社会情勢の変化に応じて新たに生じる廃棄物の処理など、適正な処理が確保されるよう、引き続き廃棄物処理法の厳正な運用と優良な産業廃棄物処理業者の育成も必要です。

(3) 不法投棄・不適正保管

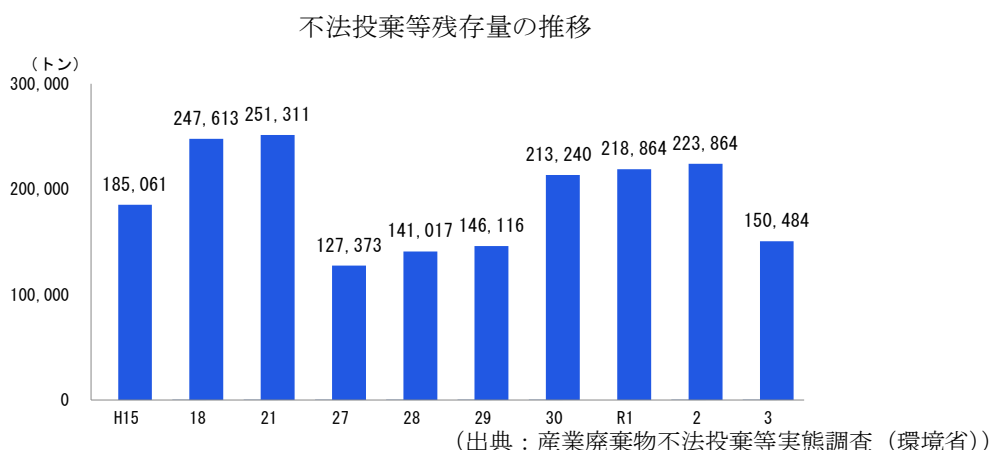
【現状】

不法投棄量は、2003（平成 15）年度に 2,800 トンの大規模な不法投棄事案が発生したことから急増しましたが、行政代執行により不法投棄物の撤去を実施し、近年は横ばい傾向で推移しています。また、不法投棄箇所も同様に、近年は横ばい傾向で推移していますが、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況です。

不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の残存量は、2018（平成 30）年度に約 6.5 万トンもの大規模な事案が判明したことから大幅に増加しましたが、2021（令和 3）年度は本事案の撤去が完了したことから減少しています。この大規模な事案を除くと、直近 7 年間では全体として微増傾向となっています。これは既存事案について、撤去が進む一方で、行為者が所在不明となったことや、資金不足を理由に大幅な改善が進まないことに加え、新たな事案が発生したことなどによるものです。



* 投棄量の(カッコ)数値は、大規模な不法投棄事案 2,800 トンを除いた投棄量
 県資源循環推進課調べ(毎年度末の市町村との合同パトロールなどで確認した不法投棄の量・箇所数より)



【課題】

引き続き、不法投棄の撲滅に向けて、市町村、関係団体、事業者等との連携を図る必要があります。

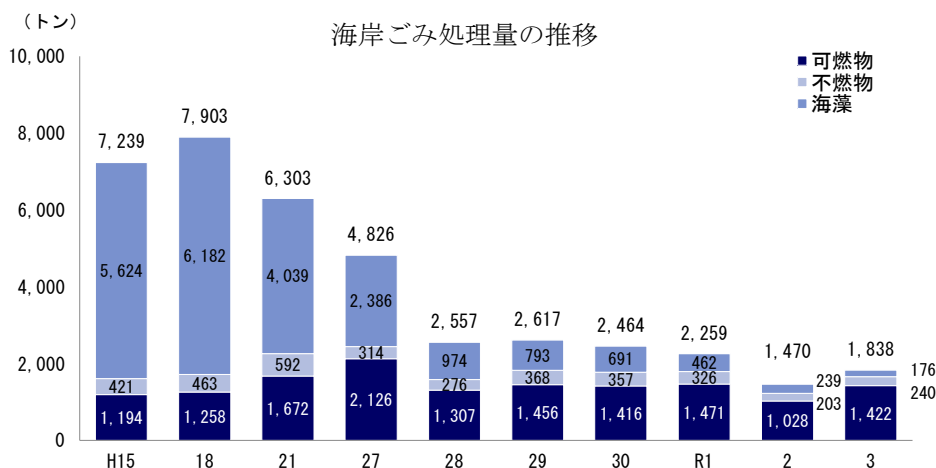
建設廃棄物*は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、建設廃棄物の適正な処理が確保されるよう指導を徹底し、不適正保管へ厳正に対応することも重要です。

(4) 海岸美化等

【現状】

河川等を通じて流出し海岸に漂着したごみや海岸に散乱するごみの量は、近年は2009（平成21）年度以前に比べ大きく減少していますが、これはワカメやカジメ等の海藻の漂着量が減少したため、海藻を除いた流木や人工ごみ等は年間2,000トン前後で推移しています。

2015（平成27）年度以降、年間16万人以上で推移していた海岸清掃ボランティア参加者数は、コロナ禍の影響により2020（令和2）年度に4万人弱まで減少しましたが、2021（令和3）年度には、定期的に活動する個人ボランティアが大幅に増えたこともあり、約10万人まで回復しています。



（出典：公益財団法人かながわ海岸美化財団「Sclean volume30」）

【課題】

近年、海洋プラスチック問題が世界的な環境問題となっており、プラスチックごみを含め本県の海岸に漂着するごみについては、河川を通じて内陸から流出したごみが7割を占めると言われています。

本県の美しい海岸や県土を守り、海洋プラスチック汚染をなくしていくためには、これらを県民一人ひとりが自分ごととして捉え行動して頂くとともに、県民、関係団体、事業者が協働して美化活動に取り組むなど、環境美化をさらに推進する必要があります。

(5) 災害廃棄物

【現状】

2011（平成23）年の東日本大震災における膨大な災害廃棄物が発生し、処理した経験や課題を踏まえ、国は2015（平成27）年7月に廃棄物処理法を改正するとともに、2016（平成28）年1月に国の基本方針を変更し、都道府県が災害廃棄物処理計画を策定することを規定しました。これを受け、本県は2017（平成29）年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

Ⅱ 計画改定の背景

【課題】

引き続き、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向けて、市町村や関係団体等との連携を図るとともに、定期的な図上演習等を実施する必要があります。

特に、近年、全国的に増加傾向が見られる風水害への対応力の向上を図る必要があります。

災害廃棄物処理計画の未策定市町村に対しては、早期策定に向けた働きかけや技術的支援を行っていく必要があります。

3 廃棄物の将来推計

(1) 一般廃棄物

ア ごみ

市町村の一般廃棄物処理計画の将来推計値等を参考に排出量の将来推計を行いました。

排出量は、人口減少に伴い減少していくと予想され、県全体では2019（令和元）年度の286万トンに対し、2025（令和7）年度が280万トン、2030（令和12）年度が268万トンとなります。

単位：万トン

	実績	予測	
	2019(R1)年度	2025(R7)年度	2030(R12)年度
排出量	286	280	268

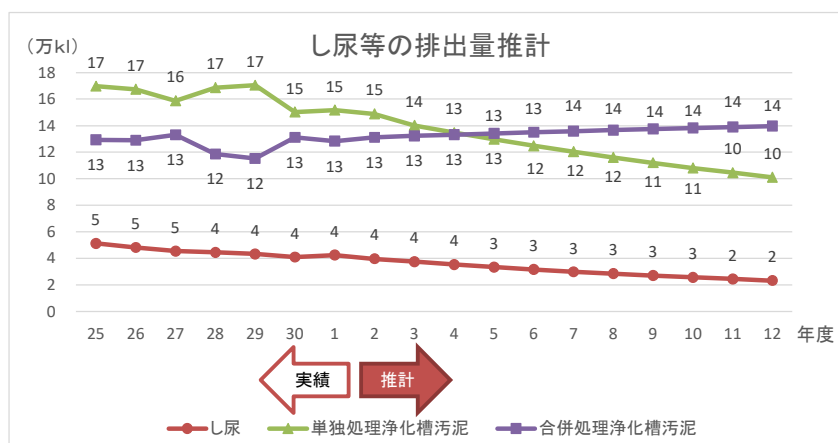
イ し尿等

し尿及び浄化槽汚泥の排出量（収集量）については、神奈川県生活排水処理施設整備構想*等を参考にし尿（くみ取り）、浄化槽の割合等を算出し将来推計を行いました。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくと予想され、し尿は2019（令和元）年度の4万キロリットルに対し、2030（令和12）年度が2万キロリットル、浄化槽汚泥は2019（令和元）年度の28万キロリットルに対し、2030（令和12）年度が24万キロリットルとなります。

単位：万キロリットル

	実績	予測	
	2019(R1)年度	2025(R7)年度	2030(R12)年度
し尿	4	3	2
浄化槽汚泥	28	26	24



(2) 産業廃棄物

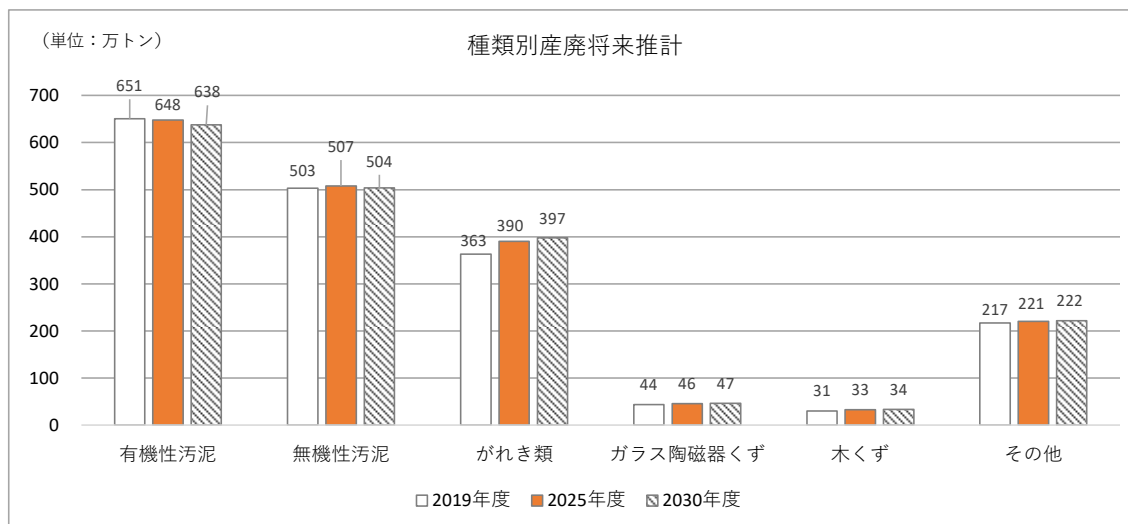
産業廃棄物の発生量を説明する経済指標として、建設業では元請完成工事高、製造業では製造品出荷額等を活動量指標とし、これらの過去の実績から将来における活動量指標を予測し、神奈川県産業廃棄物総合実態調査における2019（令和元）年度実績をもとに将来推計を行いました。

排出量は増加すると予測され、県全体では2019（令和元）年度の1,808万トンに対し、2025（令和7）年度が1,846万トン、2030（令和12）年度が1,841万トンとなります。

業種別にみると、電気・ガス・水道業については人口減少に伴い減少しますが、建設業や製造業では増加すると予測されます。また、廃棄物の種類別では、電気・水道業からの排出が6割以上を占める汚泥については減少しますが、建設業からの排出が多いがれき類は増加すると予測されます。

単位：万トン

	実績		予測			
	2019(R1)年度		2025(R7)年度		2030(R12)年度	
排出量	1,808		1,846		1,841	
有機性汚泥	651	36%	648	35%	638	35%
無機性汚泥	503	28%	507	27%	504	27%
がれき類	363	20%	390	21%	397	22%
ガラス陶磁器くず	44	2%	46	3%	47	3%
木くず	31	2%	33	2%	34	2%
その他	217	12%	221	12%	222	12%



Ⅲ 基本理念（本県の目指す姿）

循環型社会の形成に向け、県民、事業者、市町村と県がともに目指す姿として、前計画から引き続き「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、取組を推進します。

廃棄物ゼロ社会

- 私たちは、限りある資源や一度損なわれると回復困難な地球環境のもとに暮らしています。私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐには、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する持続可能な循環型社会を形成する必要があります。
- そのためには、県民、事業者及び行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動を営むとともに、廃棄物の排出者の責任だけでなく、環境に配慮した製品の設計など、製造者等も一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方も取り入れ、ライフサイクル全体で資源循環を推進する必要があります。
- 循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すこととなります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。
- 廃棄物ゼロの実現には、より一層3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再利用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））に取り組む必要があります。その中でも特に廃棄物の排出そのものをできる限り減らすリデュースの取組が最も重要であり、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うリユース、最後に、繰り返し使えないものは、資源として活用するリサイクルを進めます。リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして利用します。また、化石資源を原料としたプラスチックは、紙やバイオマスプラスチックなど再生可能な資源に置き換える Renewable の取組も推進します。
- 資源の循環に当たっては、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成する地域循環共生圏の構築に配慮し、地域での循環が困難なものについては、地域外の関係主体と連携・協働する等により循環の環を広げます。
- これらの取組は温室効果ガスやエネルギー消費量の削減に貢献する取組であり、廃棄物・資源循環分野において、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

IV 計画目標

将来に向けて「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、排出抑制の取組が最も重要であることから、一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれについて排出量に着目した目標を設定します。さらに、資源の循環利用の状況を図る指標として、一般廃棄物については再生利用率、産業廃棄物については最終処分量に係る目標を設定します。また、適正処理に係る目標としては、引き続き不法投棄等残存量について目標を設定します。

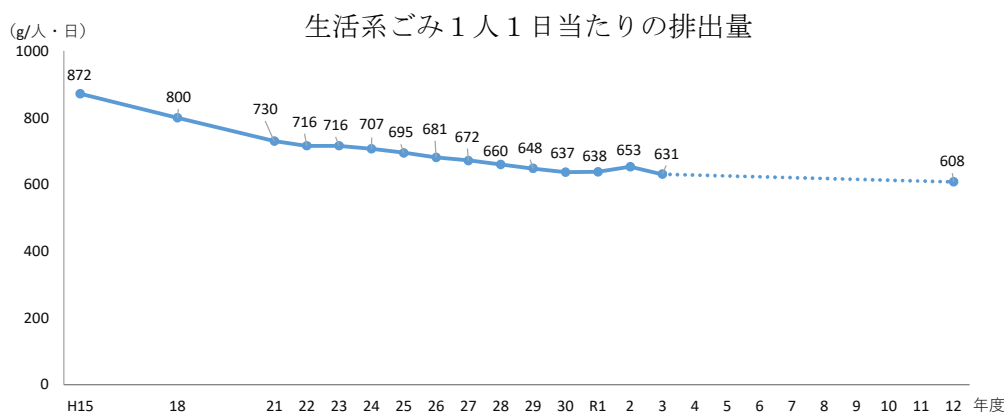
なお、食品ロス及びプラスチックに関しては、「神奈川県食品ロス削減推進計画」及び「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」において、それぞれ目標値を設定しています。

目標1 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

＜2030（令和12）年度目標値＞608g／人・日

県民一人ひとりの行動目標となるように、家庭から排出される生活系ごみ1人1日当たりの排出量について目標値を設定します。

基準年度である2019（令和元）年度の実績は638g／人・日であり、これを各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた削減量をもとに、2030（令和12）年度における目標として、608g／人・日とすることを目指し、排出抑制の取組を推進します。



目標2 産業廃棄物の排出量

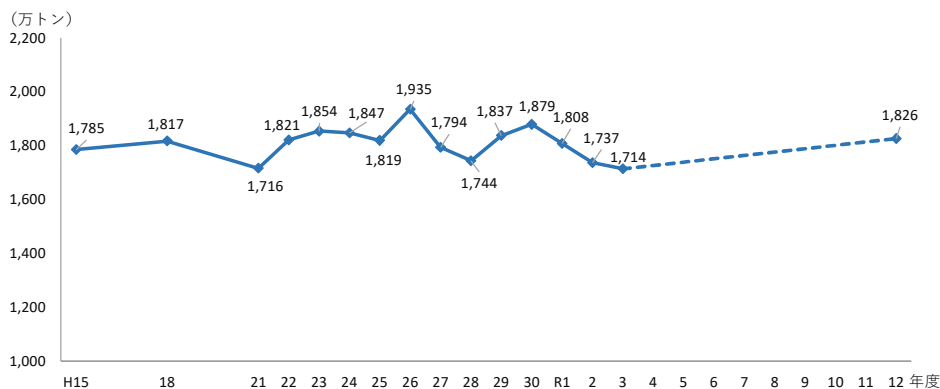
＜2030（令和12）年度目標値＞1,826万トン

事業者の排出抑制の取組状況を図る指標として、産業廃棄物の排出量について目標値を設定します。

産業廃棄物の排出量は、将来推計の結果、2030（令和12）年度においては2019（令和元）年度に対して1.8%増加し、1,841万トンとなると予測されています。これについて、国の基本方針における目標¹も踏まえ、2030（令和12）年度における目標として、基準年度である2019（令和元）年度に対して1%の増加に抑制し、1,826万トンとすることを目指し、排出抑制の取組を推進します。

¹ 2012（平成24）年度に対し、2025（令和7）年度において、排出量の増加を約3%に抑制する。県に当てはめた場合、将来推計によると2025（令和7）年度において国の目標は達成することが見込まれる。

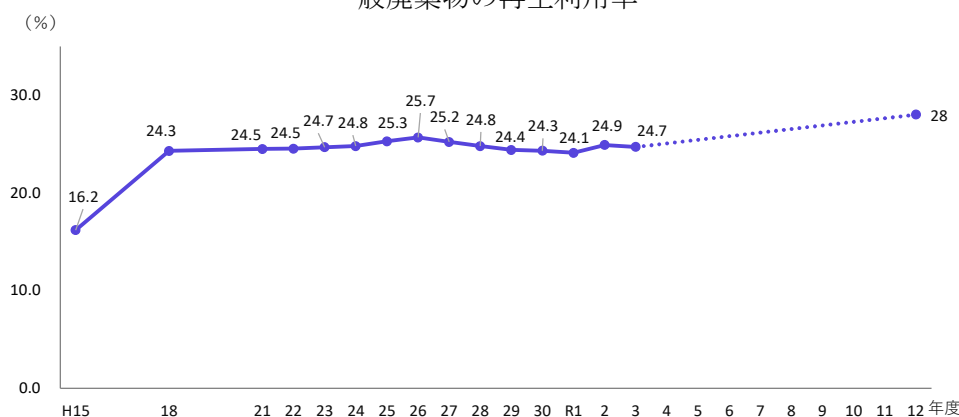
産業廃棄物の排出量

**目標3 一般廃棄物の再生利用率****<2030(令和12)年度目標値>28%**

一般廃棄物に関する資源の循環利用の状況を評価する目標として、再生利用率について目標値を設定します。

基準年度である2019(令和元)年度の実績は24.1%であり、これを各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた再生利用率に関する目標をもとに、2030(令和12)年度における目標として、28%とすることを目指し、県民への普及啓発や市町村の取組支援を図っていきます。

一般廃棄物の再生利用率

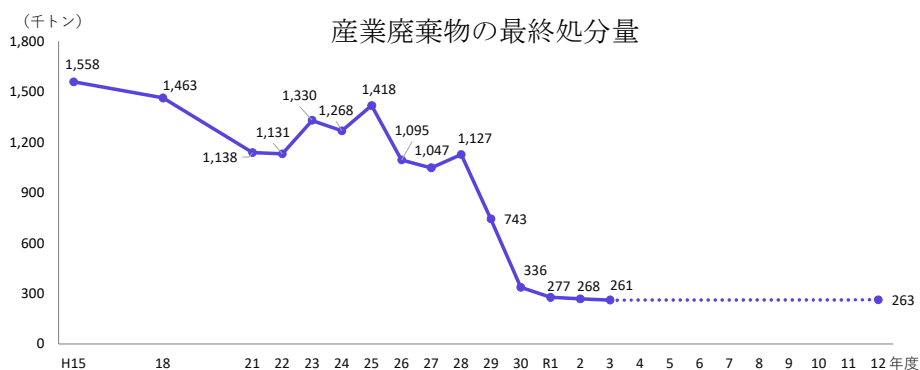
**目標4 産業廃棄物の最終処分量****<2030(令和12)年度目標値>263千トン**

産業廃棄物に関する資源の循環利用の状況を評価する目標として、最終処分量について目標値を設定します。

産業廃棄物の最終処分量は、将来推計の結果、2030(令和12)年度においては295千トンに増加すると予測されています。これについて、国の基本方針における目標²も踏まえ、最終処分率が最も高い廃プラスチック類の資源循環を促進し、かながわプラごみゼロ宣言の達成を見込むことにより、2030(令和15)年度における目標として、基準年度である2019(令和元)年度に対して5%削減した263千トンとすることを目指します。

² 2012(平成24)年度に対し、2025(令和7)年度において、最終処分量を約24%削減する。県に当てはめた場合、将来推計によると2025(令和7)年度において国の目標は達成することが見込まれる。

IV 計画目標



目標5 不法投棄等残存量

<目標> 前年度より減少

建設廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、不法投棄等残存量を毎年度減少させることを目標として、新たな不法投棄等の未然防止と既存事案の改善指導に取り組めます。

【参考】

1 食品ロス削減に関する目標（神奈川県食品ロス削減推進計画より）

①家庭系食品ロス量

県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量を、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させる。

②事業系食品ロス量

県内で発生する事業系食品ロス量を、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させる。

2 プラスチックの資源循環に関する目標（神奈川県プラスチック資源循環推進計画より）

①一般廃棄物

家庭系プラスチックごみの有効利用率³を、2027（令和9）年度に99.7%とし、2030（令和12）年には100%を目指す。

②産業廃棄物

廃棄物処理法に基づく多量排出事業者*が排出する廃プラスチック類の有効利用率を2027（令和9）年度に94.5%とし、2030（令和12）年には100%を目指す。

³ 焼却処理の過程で熱回収している場合には有効利用量として計上し有効利用率を算出（以下同じ）

V 施策事業体系

1 施策の基本的な方向

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、前計画から引き続き「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を3つの施策の柱と設定したうえで、非常災害時を含め、安全・安心な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献するよう、施策の構成を再構築します。

■ 大柱Ⅰ「資源循環の推進」

3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用といった2Rの取組を優先し、そのうえで排出される廃棄物の再生利用については、使用済み製品を原料として用いて同じ種類の製品につくりかえる水平リサイクルなど、脱炭素社会の実現に向けてリサイクルの質の向上を目指します。

また、プラスチックなど化石資源を原料とするものは、再生可能な資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）の取組も推進します。

■ 大柱Ⅱ「適正処理の推進」

人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、市町村と連携して広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、引き続き、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進します。

また、近年世界的な環境問題とされる海洋プラスチック問題を解決し、美しい県土を守るため、県内全域においてクリーン活動を推進します。

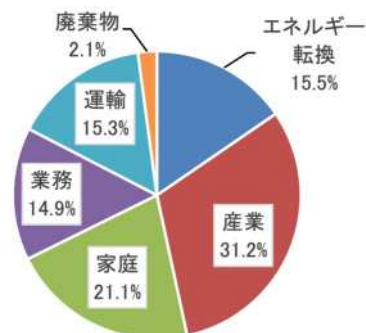
■ 大柱Ⅲ「災害廃棄物対策」

発災時には災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、国、市町村等とともに協力体制の構築等を進めます。

コラム

脱炭素社会の実現に向けた廃棄物部門における地球温暖化対策

2020（令和2）年度における県内の二酸化炭素排出量は5,591万t-CO₂であり、そのうち廃棄物部門からの排出量は117万t-CO₂と全体の2.1%を占めています。これは、主に化石資源から作られたプラスチック及び廃油の焼却により排出されるもので、脱炭素社会の実現にはプラスチック製品の過剰な使用の抑制や再生利用の拡大、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックの活用など、3R+Renewableの取組をより一層推進する必要があります。



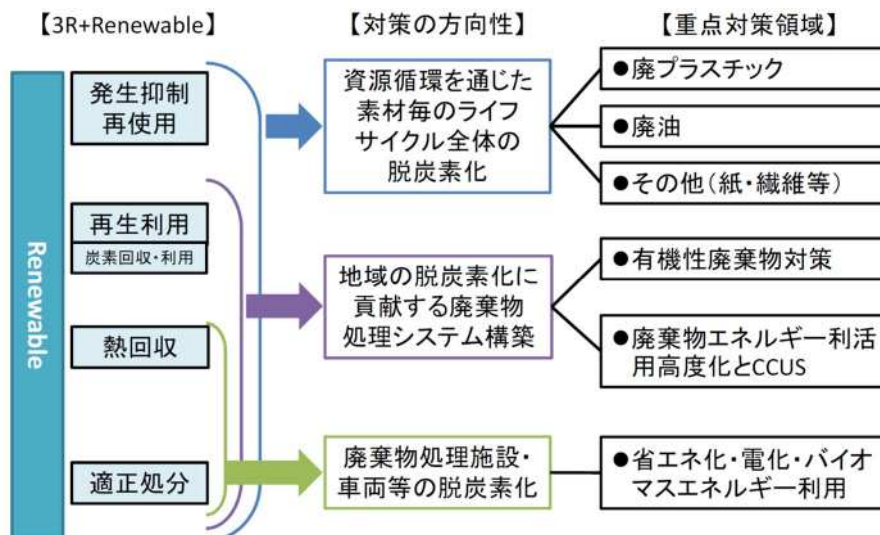
（出典）2020年度県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果概要

また、再生利用が困難で焼却処理せざるを得ない場合には、熱回収によるエネルギーの有効利用が求められています。市町村等の焼却施設においては、建て替えや大規模な改修により、施設の稼働に必要な電力消費の低減、発電や余熱利用といったエネルギー利活用の高度化など、温室効果ガスの排出削減に資する取組を推進しています。

それでもなお残る焼却処理等に伴う二酸化炭素の排出については、近年、二酸化炭素を回収・貯留し利活用する技術（CCUS等）の開発が進められています。横浜市では、焼却施設の排ガス中から二酸化炭素を分離・回収し、産業ガス等として利活用する技術の確立に向けた実証試験を行っており、将来的にはこういった技術の導入も期待されています。

また、動植物から生まれた生物資源であるバイオマスの利活用として、二宮町ウッドチップセンターでは公園等から出る剪定枝をチップ化することで、発電燃料や堆肥減量として再生利用しており、厚木市では事業系の生ごみをバイオガス化することで資源化する取組を推進しています。

環境省「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」で示された重点対策領域



2 施策事業

県は、施策の基本的な方向に基づき、次の施策体系により県民、事業者、市町村と連携・協働を図りながら取組を推進します。

大柱Ⅰ 資源循環の推進

中柱1 排出抑制、再使用の推進

- 小柱(1) 県民のライフスタイル変革の促進
- 小柱(2) 事業者の取組の推進
- 小柱(3) 市町村と連携した取組の推進
- 小柱(4) 広域的な取組の推進

中柱2 再生利用等の推進

- 小柱(1) 質の高いリサイクルの推進
- 小柱(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進
- 小柱(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 小柱(4) 各種リサイクル制度の推進

中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習の推進
- 小柱(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

大柱Ⅱ 適正処理の推進

中柱1 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) PCB廃棄物の確実な処理
- 小柱(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

中柱3 クリーン活動の推進

- 小柱(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
- 小柱(2) 情報提供の充実等による普及啓発

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

◆大柱 I 資源循環の推進

廃棄物の排出そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する3Rの一層の推進に取り組みます。

その中でも最も重要な2R（リデュース、リユース）の取組を重点的に推進し、繰り返し使えないものは、リサイクルにより循環的に利用します。リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。

また、プラスチックなど化石資源を原料とするものは、紙やバイオマスプラスチックなど再生可能な資源に置き換えるRenewableの取組も推進します

I-1 排出抑制、再使用の推進

(1) 県民のライフスタイル変革の促進

適量の購入や繰り返し使用できる商品の選択、再利用できるものの他者への譲渡など、県民一人ひとりができるだけごみを出さない生活を心がけ実践するよう、SNS等の様々な媒体を活用して啓発活動等を推進し、ライフスタイルの変革を促進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 様々な媒体を活用した情報提供・啓発活動の推進	<p>県民のライフスタイル変革を促進するため、県のホームページや SNS 等の様々な媒体を活用し、食品ロスやプラスチックごみ削減を啓発するなど、情報提供や啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ○ 本県の廃棄物の現状に関する情報提供 ○ かながわ環境白書による県施策に関する情報提供
② イベント等による普及啓発	<p>イベントへの出展等による普及啓発に取り組みます。また、特に若年層への啓発が重要であることから、大学等と協働し、若年層を対象とした普及啓発も推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境フェア等への出展による啓発活動の実施 ○ ワンウェイプラの削減の普及啓発 ○ 食ロスの削減に向けた普及啓発 ○ 大学等との協働による若年層向けの普及啓発
③ 環境行動の推進	<p>できるだけごみを出さない生活を定着させるため、県民等による環境行動の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な社会を目指す行動指針「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」*の普及啓発 ○ かながわりユースショップの認証制度の普及啓発

(2) 事業者の取組の推進

事業活動に伴い発生する廃棄物の排出を抑制するため、原材料の選択や輸送工程等の工夫、取引慣行の改善、有価物として他者への譲渡による有効利用に努めるなど、サプライチェーン全体を通じて廃棄物の排出をできる限り減らす取組を推進します。

また、建物の長寿命化による建設廃棄物の排出抑制を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 事業者の取組の支援	<p>事業者による排出抑制及び再使用の取組を促進するため、排出事業者等を対象としたセミナーの開催や事業者に対する表彰を実施するなど事業者の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者等への普及啓発 ○ かながわりユースショップ認証制度の拡充 ○ 廃棄物交換システムの運用 ○ グリーン購入*の推進 ○ カーボンニュートラル相談支援 ○ 環境整備功労者表彰の実施
② 多量排出事業者等*を対象とした廃棄物自主管理事業の充実強化	<p>廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と協働し、法に基づく産業廃棄物の多量排出事業者に加え、法定以外の事業者も対象として、事業者による自主的な排出抑制等の取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者等による廃棄物自主管理計画等の集計・分析及び事業者へのフィードバック ○ 多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画の公表 ○ 対象事業者や取組項目（評価項目）の見直し
③ サプライチェーン全体への働きかけ	<p>製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において廃棄物の排出をできるだけ減らすよう、国の施策事業と連携を図りながら、簡易包装の推進やフードチェーン全体に対して食品ロスの削減等を働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック使用製品の生産段階、流通段階、販売段階への働きかけ ○ 販売事業者等への簡易包装等の推進の働きかけ ○ フードチェーン全体への食品ロス削減等の働きかけ ○ 廃棄物の自主管理事業を通じた生産者への働きかけ
④ 建物の長寿命化への取組	<p>建築工事に伴う建設廃棄物の排出を抑制するため、県有施設については、「神奈川県公共施設等総合管理計画」等に基づき、施設の長寿命化を図ります。また、住宅リフォームに関する情報提供等を通じて良質なストック形成と有効活用への取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設の有効利用、適切な維持管理等 ○ 住宅リフォームに関する情報提供等

(3) 市町村と連携した取組の推進

市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報の提供や市町村が行う取組を県においても普及啓発するなど、市町村と連携した排出抑制及び再使用の取組を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 市町村への情報提供・取組支援等	<p>市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組などを収集し、市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報を提供するとともに、市町村が行う取組について普及啓発等により支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理状況等の把握、情報提供 ○ 多量に排出する事業者への排出抑制等の指導の促進 ○ 市町村が行う取組の普及啓発

(4) 広域的な取組の推進

広域的に対応すべき課題に対しては、他の都縣市と連携・協調して取組を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 九都縣市首脳会議による取組の推進	<p>九都縣市首脳会議*（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）において、廃棄物の減量化に係る広域的な普及啓発などを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の減量化に係る広域的な啓発等の実施 ○ 情報交換、意見交換

I-2 再生利用等の推進

(1) 質の高いリサイクルの推進

再使用できずに廃棄物となったものは、繰り返し再生利用が可能な素材へのリサイクルなど、より質の高いリサイクルによる資源の循環的な利用を推進します。

また、リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 市町村への情報提供・技術的支援による再資源化の促進	<p>市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組などを収集し、市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報を提供するとともに、施策の実施に向けた技術的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理状況等の把握、情報提供 ○ 施策の実施に向けた技術的な支援 ○ 経済的手法*に係る情報提供
② 素材・原料へのリサイクルの推進	<p>使用済み製品を同一種類の製品の原料としてリサイクルする水平リサイクルなど、素材・原料へのリサイクルを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ペットボトル水平リサイクルの推進 ○ かながわりサイクル製品認定制度の推進 ○ 分解・分別等の再生利用が容易な製品の設計への働きかけ ○ 九都県市首脳会議による再資源化の調査・研究等
③ 事業者の取組の推進	
ア 施設整備等の支援	<p>廃棄物の資源としての循環を促進するため、県の融資制度等による廃棄物処理施設設置等への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県融資制度による中小企業・小規模企業へのリサイクル施設の設置等支援 ○ 事業協同組合等が行うリサイクル施設の設置支援 ○ カーボンニュートラル相談支援
イ 熱回収施設設置者認定制度*の推進	<p>やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用するため、廃棄物処理法に基づく熱回収施設設置者認定制度を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熱回収設置者認定制度の適正な運用
ウ 多量排出事業者等を対象とした廃棄物自主管理事業の充実強化	<p>廃棄物処理法に基づく政令市と協働し、法に基づく産業廃棄物の多量排出事業者に加え、法定以外の事業者も対象として、事業者による自主的な再生利用等の取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者等による廃棄物自主管理計画等の集計・分析及び事業者へのフィードバック ○ 多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画の公表 ○ 対象事業者や取組項目（評価項目）の見直し
エ 事業者に対する表彰	<p>優れた取組を行う事業者が社会的に評価される環境を充実するため、事業者に対して表彰を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境整備功労者表彰の実施

④ バイオマス活用の推進	
ア 家畜排せつ物の再生利用等の推進	<p>家畜排せつ物の堆肥化などの再生利用や適正管理を図るための施設等の整備に対する支援を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜排せつ物管理施設等の整備 ○ 家畜排せつ物のたい肥化利用と適正管理の推進
イ ダム湖における流木等の再生利用の推進	<p>ダム湖に流入する流木等の再生利用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 流木のチップ化による再生利用の推進

コラム

かながわりサイクル製品認定制度

効率的な循環型社会を形成し、持続的な発展を達成していくためには、廃棄物のリサイクルの促進やリサイクル産業の育成・振興を図る必要があります。また消費者が、環境に配慮したリサイクル製品を買い、環境にやさしいライフスタイルに転換していくことも必要です。

そこで、県では「かながわりサイクル製品認定制度」を設け、県内の廃棄物等を原材料として一定の要件を満たすリサイクル製品を認定し、その利用を促進しています。



(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進

高い排出割合を占める上下水道の過程で発生する汚泥について、減量化や再生利用の取組を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 上水道汚泥の再生利用の推進	<p>上水道における浄水過程で発生する汚泥を脱水した後、再生利用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱水による減量化 ○ 脱水汚泥の再生利用
② 下水道汚泥の再生利用の推進	<p>下水道において下水処理の過程で発生する汚泥等について、脱水、焼却による減量化を行い、焼却灰等の再生利用を進めます。また、下水汚泥を肥料として利用するための検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱水、焼却による減量化 ○ 焼却灰等の再生利用 ○ 下水汚泥の肥料利用の検討

(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進

今後も高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律（以下、「建設リサイクル法*」という。）に基づく分別解体や再資源化等について周知や指導を行うことにより、適正なりサイクルを推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 建設リサイクル資材の利用推進	<p>県の公共工事でリサイクル資材の利用を推進するとともに、市町村及び民間工事への普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の公共工事での建設リサイクル資材の利用の促進 ○ 市町村や民間工事への普及
② コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化の推進	<p>県の公共工事から発生するコンクリート塊等の再資源化を行うとともに、市町村や民間工事での取組促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の公共工事から発生するコンクリート塊について、指定工場制度*の運用による100%再資源化 ○ 市町村や民間工事への普及
③ 木材の再資源化の推進	<p>県の公共工事から発生する建設発生木材、伐採木等の再資源化を進めるとともに、市町村や民間工事での取組促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の公共工事から発生する建設発生木材等について、指定事業者制度*の運用による100%再資源化 ○ 市町村や民間工事への普及
④ 建設汚泥の再生利用等の推進	<p>建設汚泥の再生利用等の促進を図るため、県の公共工事での取組を進め、市町村に再生利用等の方法を情報提供するとともに、多量排出事業者等の取組促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設汚泥の減量化、再生利用の促進 ○ 市町村や民間工事への普及
⑤ 立入検査等による指導の徹底	<p>再資源化施設や営業所等への立入検査により、リサイクルを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再資源化施設等への立入検査の実施

(4) 各種リサイクル制度の推進

各種リサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら制度の普及啓発や指導等を行います。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① リサイクル制度の普及啓発	<p>容器包装、家電、食品、自動車、小型家電などの各種リサイクル制度が円滑に実施されるよう、県民、事業者等に対し、各制度の普及啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、事業者等に対する各制度の普及啓発

<p>② 各法令に係る取組の推進</p>	<p>各法令に基づくリサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図るとともに、対象事業者に対する指導等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (容器包装リサイクル法) 分別収集促進計画に基づく取組の推進 ○ (家電リサイクル法*) 引取義務外品の回収体制構築の促進 ○ (食品リサイクル法) 登録再生利用事業者制度*及び再生利用事業計画認定制度の普及啓発、食品廃棄物のリサイクル等の普及啓発、農業者との連携(再生利用品の農業利用など)に係る取組 ○ (自動車リサイクル法*) 登録・許可事務の施行、監視・指導等の実施 ○ (小型家電リサイクル法*) 普及啓発・情報提供
----------------------	--

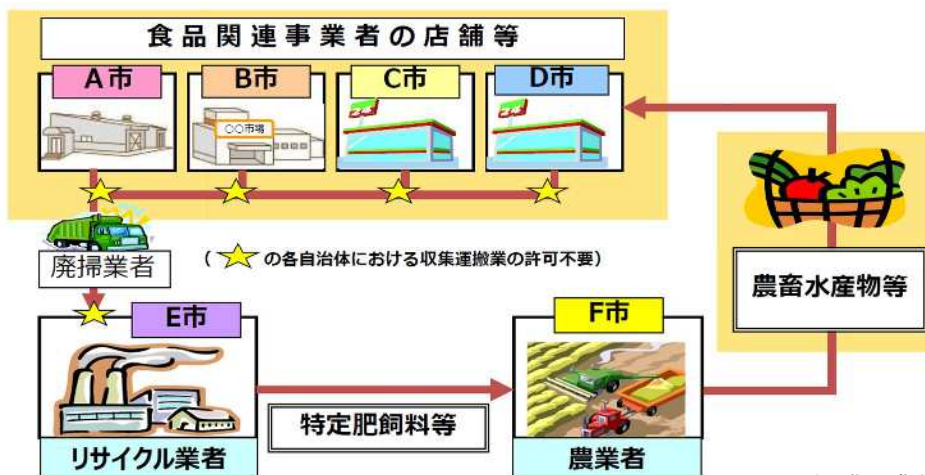
コラム

食品リサイクループについて(再生利用事業計画認定制度)

食品リサイクループとは、食品工場や店舗から排出された総菜や野菜くずなどを飼料・肥料に再生し、それを使って育てられた農畜産物を再び工場や店舗で利用するという、一つの環のようにつながったリサイクルの取組です。

また、こうした取組を進めていくため、食品リサイクル法では再生利用事業計画の認定制度が設けられており、主務大臣の認定を受けた場合には、同計画に基づく収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可が不要となる特例があります。

なお、県内のリサイクル業者を含む同計画は、2021(令和3)年10月末時点で5件認定されています。



(出典：農林水産省資料)

I-3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

(1) 環境教育・学習の推進

循環型社会の形成を担う人材を育成するため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 学校における環境教育の推進	<p>循環型社会の形成には特に若年層への啓発が重要であり、小学校・中学校・高等学校の各段階で、環境教育への取組を一層充実させ、児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校における環境教育の推進 ○ 高等学校における環境教育の推進 ○ 教職員向けの環境教育に関する研修の実施 ○ 海岸美化教育の推進
② 地域における環境学習の推進	<p>環境に対する意識を高めるため、NPOや企業等と連携した環境学習を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOや企業と連携した環境教育の実施 ○ 3R出前講座の実施
③ 環境教育・学習を支援する仕組みづくり	<p>様々な場における環境教育・学習を充実させるため、環境活動に関する情報を提供するとともに、環境活動を地域に広める指導者の育成を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する情報提供・相談 ○ 環境学習教材の活用の推進 ○ 環境学習リーダーの養成等
④ 消費者教育や食育と連携した環境教育の推進	<p>消費者教育を通じて、消費行動が環境に与える影響を考慮し、環境に配慮した商品の選択など、主体的に行動ができる消費者の育成を図ります。また、食育を通じて、食品ロス削減に対する意識の醸成等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育と連携した環境教育の推進 ○ 食育と連携した環境教育の推進

(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進

優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用、関係団体と連携して処理業者や排出事業者を対象とした講習会等の開催を通じて、排出事業者及び処理業者における人材の育成を推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の適切な運用	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度*の適切な運用により、優良な処理業者の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定制度に基づく認定及び情報提供の実施 ○ 認定制度の普及啓発

<p>② 産業廃棄物処理業者への講習会の実施</p>	<p>優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、関係団体と連携して講習会を行い、法令や処理技術の習得を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体と連携した講習会等の開催
<p>③ 排出事業者に対する講習会等での啓発</p>	<p>排出事業者が自らの廃棄物の処理責任を果たすよう、講習会等の開催を通じて法令等について周知啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会等の開催

(3) 環境関連技術の研究、開発等の推進

適正処理技術等の環境関連技術に関する研究や環境中に流出したプラスチックの実態調査などを推進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
<p>① 環境関連技術の研究、開発等の推進</p>	<p>食品廃棄物等の未利用資源を有効活用する技術の普及推進や環境中に流出したプラスチックに係る研究など循環型社会の形成に関する研究に取り組み、民間事業者等への普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品廃棄物の肥料化技術の研究・普及推進 ○ 循環型社会の形成に関する研究・普及促進

◆大柱Ⅱ 適正処理の推進

市町村と連携して持続可能な適正処理の確保に向けた広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進します。

また、環境美化と海洋プラスチック問題の解決に向け、県内全域においてクリーン活動を推進します。

Ⅱ－１ 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより一般廃棄物の適正処理を推進します。また、将来にわたって一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めます。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 一般廃棄物処理施設の整備・維持運営のための技術的支援	一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、廃棄物処理法に基づき、必要な技術的支援や指導を行います。 ○ 施設整備・維持運営の技術的支援、指導
② し尿・浄化槽汚泥の適正処理の促進	下水道の普及や浄化槽の整備の状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進します。 ○ し尿処理施設における適正処理の促進
③ ごみ処理広域化・集約化の推進	
ア ごみ処理広域化実施計画の推進等	各ブロックにおけるごみ処理広域化実施計画の円滑な実施に向けた支援を行います。また、施設整備に当たっては、ごみ発電等のエネルギー回収の促進や再資源化等に対する技術的な支援を行います。 ○ 広域ブロック調整会議等での助言、情報提供 ○ 施設整備等における技術的手法
イ 広域ブロックを越えた課題の支援	より広域的な課題について、県と複数ブロックで課題解決に向けた検討の場を設置し、共同で研究、検討を行うとともに、実施に向けた調整を行います。 ○ 市町村ブロックとの共同研究の実施等

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者への適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して優良な産業廃棄物処理業者を育成・支援します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 排出事業者への指導	
ア 排出事業者への適正処理等の指導	<p>排出事業者が自らの廃棄物の処理責任を果たすよう、排出基準、委託基準、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度*等の法令順守の徹底や適正処理の指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査等による排出事業者への適正処理等の指導 ○ 講習会等での指導、啓発
イ 多量排出事業者への適正処理の指導	<p>廃棄物処理法に定める多量排出事業者が作成、提出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画に基づいて、適正処理の指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者が作成する計画に基づく適正処理等の指導
ウ 電子マニフェストの普及促進	<p>不法投棄等の不適正処理の防止や廃棄物の処理事務の効率化を図るため、関係機関と連携を図り、電子マニフェストの普及促進を図り、デジタル化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者や廃棄物処理業者に対する説明会の開催等
② 産業廃棄物処理業者への指導	<p>産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対して、処理基準、委託基準、マニフェスト制度、廃棄物処理施設に係る定期検査制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査等による処理業者への適正処理の指導徹底 ○ 講習会等での指導、啓発
③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成	
ア 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の適切な運用	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用により、優良な処理業者の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定制度に基づく認定及び情報提供の実施 ○ 認定制度の普及啓発
イ 産業廃棄物処理業者への講習会の実施	<p>優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、関係団体と連携して講習会を行い、法令や処理技術の習得を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体と連携した講習会等の開催
④ 県立県営「かながわ環境整備センター」の適正な運営	<p>安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営と利用促進

県立県営産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の概要

かながわ環境整備センターは、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するため、県立県営の産業廃棄物最終処分場として設置したものです。

県内の数少ない産業廃棄物最終処分場として、埋立せざるを得ない石綿含有廃棄物や廃石膏ボードなどの産業廃棄物の埋立処分を行い、その適正処理の推進を図っています。



【施設の概要】

開設年月日	2006（平成18）年6月	
所在地	横須賀市芦名3丁目1990番地ほか	
施設の形式	管理型最終処分場（地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場）	
規模	施設面積 約15ha（埋立地面積5ha）	
	廃棄物埋立容量 約54万m ³	覆土容量 約21万m ³
対象廃棄物	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻・汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ※県内事業所から排出された産業廃棄物	
埋立期間	2006（平成18）年度から2028（令和10）年度	
跡地利用	都市計画道路（市道坂本芦名線）の建設、緑化復元等	

(3) PCB廃棄物の確実な処理

県PCB廃棄物処理計画に基づき、PCB廃棄物等の処分期間内の処理を確実に完了します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）															
① PCB廃棄物の適正保管の徹底	<p>PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物等の保管事業者に対し保管状況の届出、適正保管の徹底等を指導します。</p> <p>○ 事業者による届出や適正保管の徹底を指導</p>															
② 処分期間内の処理	<p>PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物等の処理が期間内に完了するよう、指導を徹底します。</p> <p>○ 保管事業者への指導の徹底</p> <p>< PCB廃棄物の処分期間 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>PCB廃棄物の種類</th> <th>処理施設</th> <th>処分期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高濃度</td> <td>変圧器、コンデンサー、PCB油等</td> <td>JESCO※東京 PCB廃棄物処理施設</td> <td>処分期間終了 (2022(令和4)年3月31日まで)</td> </tr> <tr> <td>安定器、汚染物、3kg未満の小型電気機器等</td> <td>JESCO※北海道 PCB廃棄物処理施設</td> <td>処分期間終了 (2023(令和5)年3月31日まで)</td> </tr> <tr> <td>低濃度</td> <td>低濃度PCB廃棄物</td> <td>無害化処理認定施設等</td> <td>2027(令和9)年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中間貯蔵・環境安全事業株式会社</p>		PCB廃棄物の種類	処理施設	処分期間	高濃度	変圧器、コンデンサー、PCB油等	JESCO※東京 PCB廃棄物処理施設	処分期間終了 (2022(令和4)年3月31日まで)	安定器、汚染物、3kg未満の小型電気機器等	JESCO※北海道 PCB廃棄物処理施設	処分期間終了 (2023(令和5)年3月31日まで)	低濃度	低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等	2027(令和9)年3月31日まで
	PCB廃棄物の種類	処理施設	処分期間													
高濃度	変圧器、コンデンサー、PCB油等	JESCO※東京 PCB廃棄物処理施設	処分期間終了 (2022(令和4)年3月31日まで)													
	安定器、汚染物、3kg未満の小型電気機器等	JESCO※北海道 PCB廃棄物処理施設	処分期間終了 (2023(令和5)年3月31日まで)													
低濃度	低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等	2027(令和9)年3月31日まで													

<p>③ 県保有分の処理の実施</p>	<p>県が保有するPCB廃棄物等について、期間内に処理を完了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県が保有するPCB廃棄物等の処理の実施
---------------------	--

(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン対策等により休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を促進します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
<p>① アスベスト廃棄物の適正処理の促進</p>	<p>アスベスト廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して、適正処理に関する周知や指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査等によるアスベスト廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導
<p>② 感染性廃棄物等の適正処理の促進</p>	<p>医療機関等から発生する感染性廃棄物*の適正処理及び在宅医療廃棄物*の円滑な回収を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等に基づいた排出事業者、処理業者への指導徹底 ○ 在宅医療廃棄物を適切に回収するための対応の検討
<p>③ 水銀その他有害物質を含む廃棄物の適正処理の促進</p>	<p>関係団体と連携して、水銀その他有害物質を含む廃棄物の適正処理を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体との連携による適正処理の周知啓発
<p>④ 有害使用済機器の適正保管等の推進</p>	<p>廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度*に基づき、有害使用済機器を保管又は処分する事業者に対して届出、処理基準の遵守を指導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による届出や処理基準の遵守を指導
<p>⑤ 休廃止した焼却施設の安全管理と解体・撤去の促進</p>	<p>休廃止した未解体の焼却施設の管理に関し、指導、助言を行うなど、設置者による安全な管理の確保に努めるとともに、休廃止した市町村や民間の焼却施設について計画的な解体・撤去を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理指導 ○ 解体・撤去に向けた指導、助言

II-2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり

不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、関係団体等と連携・協力した取組や監視活動を行います。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 県民、事業者、関係団体等と連携・協力した取組	<p>不法投棄撲滅キャンペーンの実施等を通じて、不法投棄撲滅に向けた県民意識の高揚を図るとともに、不法投棄を監視する眼を増やすことで未然防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄防止撲滅強化月間の実施 ○ 県民、事業者、関係団体等と連携・協力した監視体制（通報のネットワーク）の運用
② 不法投棄監視活動等の実施	
ア 不法投棄の監視活動	<p>未然防止対策の中心となる監視活動について、県民、事業者、市町村や警察等と連携・協力して実施するとともに、監視カメラによる監視を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県と市町村等が連携した監視パトロールの実施 ○ 県管理地（河川、海岸、林道等）における監視パトロールの実施 ○ 監視カメラの設置
イ 不法投棄防止施設等の整備	<p>不法投棄の行われやすい県管理地において車両の乗入れ規制や不法投棄防止柵の設置等を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県管理地（河川、海岸、林道）における車両の乗入れ規制や不法投棄防止看板等の設置
③ 県内政令市、近隣の都県市、関係団体と連携した取組の推進	
ア 産廃スクラム 37 による取組の推進	<p>関東甲信越等の 1 都 11 県及び廃棄物処理法に基づく 25 政令市で構成する産業廃棄物不適正処理広域連絡協議会（産廃スクラム 37）において、不適正処理防止のための協働した取組や情報交換を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一斉路上調査など不適正処理防止のための協働した取組 ○ 情報交換、意見交換
イ 山梨・静岡・神奈川県 3 県合同による不法投棄対策の推進	<p>山梨県、静岡県、神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議において、山梨県及び静岡県と連携して、富士箱根伊豆地域における不法投棄防止のための協働した取組や情報交換を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3 県合同パトロールの実施 ○ 不法投棄防止のための協働した啓発活動 ○ 情報交換、意見交換
ウ 九都県市首脳会議による広域的な取組の推進	<p>九都県市首脳会議において、適正処理の推進に係る調査・研究や不適正処理防止のための普及啓発などを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理の調査・研究 ○ 適正処理の推進 ○ 情報交換、意見交換

<p>エ 関係団体と連携した対策の推進</p>	<p>建設廃棄物等の不適正保管や不法投棄を防止するため、関係団体等と連携し、事業者に対して法令遵守を求めるための周知啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体との連携による周知啓発
--------------------------------	--

(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進

今後も高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
<p>① 廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や調査等請求制度の運用</p>	<p>廃棄物処理法等に基づく産業廃棄物の保管場所の届出はもとより、パトロール等により産業廃棄物の不適正保管を早期に把握し、必要な指導・監視活動を行います。</p> <p>また、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求制度を通じ、不適正処理の防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、事業者、関係団体等と連携・協力した監視体制（通報のネットワーク）の運用 ○ 監視カメラの設置 ○ 事業者による届出や適正保管の徹底を指導
<p>② 不適正処理事案に対する厳正な対応</p>	<p>不適正処理事案の解決に向け、警察等と連携した不適正処理事業者等に対する指導を徹底し、厳正に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察等と連携した不適正処理事業者等への指導

(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
<p>① 原状回復の効果的な取組の推進</p>	<p>関係団体等と連携・協力して不法投棄物を回収・リサイクルする取組を進めるとともに、不法投棄発見時における市町村や警察との連携・協力した取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄発見時における市町村や警察と連携した取組の推進
<p>② 県管理地等の不法投棄物の撤去</p>	<p>不法投棄者を特定し、原因者による不法投棄物の撤去を進めるとともに、不法投棄者等が不明な場合には、河川、林道等の各管理者は当該区域の市町村と連携・協力して現状回復を図るほか、特に環境上に支障がある場合などは、県においても撤去を進めます。</p> <p>また、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求制度を通じ、不適正処理の防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県管理地（河川、林道等）における不法投棄物の撤去の実施 ○ ダム湖における流芥・浮遊ごみの除去の実施 ○ 民有地等における不法投棄物の緊急撤去の実施

II-3 クリーン活動の推進

(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進

県土の環境美化と海洋プラスチック問題の解決に向け、県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動を推進することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やポイ捨てを許さない地域環境づくりを進めます。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① 海岸美化や海岸漂着物対策の推進	
ア 美化財団に対する支援	<p>県と相模湾沿岸の13市町の合意のもとに設立した公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）が行う計画的な清掃や啓発等の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 美化財団が行う海岸清掃や啓発などの取組の支援
イ 沿岸市町等と連携協力した海岸清掃等の推進	<p>県、沿岸13市町及び美化財団が連携協力し、海岸清掃事業に取り組みます。また、漁業者等と連携して漂流ごみ等の回収・処理に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸清掃の実施 ○ 漂流ごみ等の回収
ウ 海岸漂着物の実態把握	<p>海岸漂着物の実態を把握等するため調査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物組成調査の実施
② 美化キャンペーンの推進	<p>県民、事業者、市町村等と連携・協力し、河川や自然公園等における美化キャンペーンなどクリーン活動への支援や広報活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 桂川・相模川流域協議会・酒匂川水系保全協議会が行う美化キャンペーン等への支援 ○ 自然公園におけるクリーンキャンペーン、ごみの持ち帰り運動の実施 ○ 河川における不法投棄一掃キャンペーンの実施
③ 美化運動推進功労者表彰の実施	<p>地域における清掃活動などの美化運動の取組を促進するため、美化運動の指導啓発等に努めた方に対して表彰を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 美化運動推進功労者表彰の実施

コラム

公益財団法人かながわ海岸美化財団

公益財団法人かながわ海岸美化財団は、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約150kmの自然海岸の美化を目的として、1991（平成3）年4月1日に設立されました。

神奈川県の実然海岸約150kmの一体的な清掃のほか、ごみの持ち帰り運動やビーチクリーンアップ開催等による美化啓発、海岸清掃ボランティアへの支援などを行う日本で唯一の海岸美化を目的とした公益財団法人です。

(2) 情報提供の充実等による普及啓発

クリーン活動に参加する県民等が一人でも増えるよう、様々な媒体を活用した情報提供を図るほか、海岸などの利用者に対しては、ごみの持ち帰りを啓発します。

項目	事業（○は具体的な事業を示します）
① クリーン活動に関する情報の提供	<p>県民等のクリーン活動への参加を促進するため、県のホームページや SNS 等の様々な媒体を活用し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>○ 県内における美化活動に関する情報提供の充実</p>
② ごみ持ち帰りの周知啓発の推進	<p>海岸や河川敷などの利用者に対して、ごみの持ち帰りを呼びかける周知啓発を行います。</p> <p>○ 海岸等利用者に対するごみの持ち帰りの呼びかけ</p>

コラム

バーベキューごみ等の持ち帰りについて

コロナ禍の影響により、アウトドア需要が増加したことなどにより、屋外で家族や友達と一緒に楽しめる手軽なレジャーとして、海岸や河川などでバーベキューを楽しむ人が増えています。

一方で、楽しんだ後のごみをそのまま放置したり、捨ててはいけない場所に捨てたりするなど、バーベキュー利用者が放置するごみが問題となっています。

そこで、本県では、海岸等の美化を推進するため、バーベキューが盛んである夏季に、「ごみの持ち帰り」等のマナーアップを呼びかける啓発事業を行っています。

また、河川利用者には、ダム放流警報施設を利用した啓発表示・放送を実施し、「ごみの持ち帰り」の呼びかけを行っています。



マナーを守って楽しみましょう！

◆大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

項目	事業
① 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進	
ア 平時の備え	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協力体制の構築 市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。また、県域を越えた広域的な処理体制の構築を推進します。 ◆ 市町村に対する技術的支援 市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援や、産業廃棄物処理施設に係る情報提供等を行います。 ◆ 職員の教育訓練 有識者を招いた講習会や情報伝達訓練等を実施します。 ◆ 一般廃棄物処理施設の耐震化等への支援 一般廃棄物処理施設の整備に関する国の循環型社会形成推進交付金等の情報提供、助言その他支援を行います。 ◆ 住民等への事前周知 市町村における住民への事前周知について、情報提供、助言その他支援を行います。 ◆ 平時の備えの点検 市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況等を把握するとともに、県が実施した研修会や訓練の効果を検証するなど、県及び市町村等の取組状況について点検を行います。

<p>イ 発災時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前対応（災害発生懸念時） 台風接近等による水害発生が懸念される場合、組織体制の確認、市町村への助言・情報提供、関係事業者団体への情報提供、県民等への呼びかけ等を行います。 ◆ 初動対応（発災後数日間） 災害廃棄物対策に関する体制を整備します。 被害情報を収集し、県全体での災害廃棄物処理の進捗管理等を行います。 し尿及び生活ごみの処理状況を把握し、必要に応じて支援可能な市町村や民間団体等に支援を要請します。 ◆ 応急対応（発災後3か月程度） 災害廃棄物の発生量等を推計して、仮置場の状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。 県内の既存処理施設で災害廃棄物の処理を進めるとともに、県内施設での処理が困難な場合には、他都道府県に支援を要請します。 必要に応じて、仮設処理施設を設置します。 ◆ 復旧復興（発災後3年程度） 災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、仮置場の原状復旧や仮設処理施設の解体・撤去等を行います。
-----------------	--

VI 計画の推進

1 県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するため、廃棄物処理法及び国の基本方針に基づく適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら持続可能な循環型社会の形成に向けた取組を進めていきます。

(1) 県民の役割

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、商品を購入する場合には、容器包装廃棄物の排出の少ない商品や再生可能な有機由来資源の素材を使用した商品など環境に配慮した商品の選択に努め、使用に当たっては、長期間使用することや不要となった場合には他者に譲渡して有効利用するなど、できるだけ廃棄物を発生させない生活に努めます。特に食品については、適量の購入や食べ残しの削減等による食品ロスの削減に努めます。また、廃棄物の排出に当たっては、市町村が行う分別収集に協力するとともに、家電リサイクル法等の関係法令に基づく措置に協力するなど、3Rの推進に向けた施策に協力します。

(2) 事業者の役割

事業者は、原材料の選択や輸送工程等の工夫、取引慣行の改善等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めます。製品の製造等に当たっては、単一素材化された商品や再生利用が容易な設計の商品等の製造等に努め、これらが廃棄物となったものについては、極力自主的に引き取り、循環的な利用の推進に努めます。また、消費者による環境に配慮した商品の選択を促すため、必要な情報の提供に努めます。廃棄物として排出するものについては、自らの責任において適正に処理します。

循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、環境負荷の低減のため、生活環境の保全を確保しつつ廃棄物の適正な処理を行います。

脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組に努めます。

(3) 市町村の役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、排出抑制、再使用、再生利用の推進と、安全・安心な処理を進めるとともに、循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組を促進する役割を担います。

脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進等を行います。

(4) 県の役割

県は、廃棄物について、広域的な観点から排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進します。特に産業廃棄物については、適正処理が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督等を行います。また、災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理施策を推進します。

各施策の推進に当たっては、県民、事業者、市町村と連携・協働し、脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、循環型社会づくりを進めます。

なお、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）は、産業廃棄物に関する規制指導について、県と同様の役割を担っています。

2 計画の進行管理

本計画に記載した施策、事業を着実に推進するため、毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載します。

3 計画の見直し

計画期間の最終年度に、それまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、県民、市町村及び環境審議会の意見を踏まえ、計画全体を見直し、改定します。

なお、廃棄物・資源循環分野をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、計画期間の最終年度を待たずに見直しを実施することとします。

資料編

目次

- 1 神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画（2022（令和4）年3月策定）・・・・・・・・・・46
- 2 廃棄物の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 3 用語の解説・・71

1 背景及び計画の位置付け等

(1) 計画策定の趣旨

本県のごみ処理の広域化の推進について、1997（平成9）年に発出された「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月厚生省通知）に基づき、1998（平成10）年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」（1998（平成10）年度～2007（平成19）年度）を策定し、計画期間終了後は循環型計画に位置付け、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減や3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進するため、市町村によるごみ処理の広域化が図られるように取り組んできました。

この間、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量が大幅に削減され、循環型社会の実現に向けた3Rを推進するための法制度の整備が進められたことによりごみ排出量が減少しました。また、廃棄物部門においても気候変動対策としてCO₂排出削減に取り組む必要性が高まる等、ごみ処理広域化を取り巻く状況は大きく変化してきました。

近年は、こうした状況に加え、人口減少の進行により、ごみ量は更に減少していくことが見込まれています。一方で、廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した処理施設の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率等が課題となっており、こうした社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能なごみ処理システムを確保していくためには、今後のごみ処理の広域化を推進していく必要があります。

2019（平成31）年に国は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月環境省通知）を発出し、都道府県が管内市町村等と連携して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう求めています。

そこで、本県では、広域化・集約化に関する基本的な考え方を改めて示し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、循環型計画の部門別計画として「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の廃棄物処理計画として県が定める循環型計画における、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化の推進に係る部門別計画として、循環型計画と一体的な計画として定めるものです。

(3) 計画期間

県ごみ処理広域化・集約化計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2033（令和15）年度までの12年間とします。

2 神奈川県におけるごみ処理の広域化・施設の集約化の状況

(1) 広域ブロックについて

旧計画（1997（平成9）年度策定）においては、計画の目的を達成するため、9つの広域ブロックの区割りを設定し、ブロックを構成する市町村は、ごみの収集体制、分別方

法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理全般を総合的に検討・協議を行ってきました。現在では、各ブロックにおける検討の結果、一部ブロックが細分化され、12の広域ブロックの区割りとなっています。

表1-1 旧計画（1997（平成9）年度策定）における広域化ブロックと構成市町村

ブロック名	構成市町村名
横浜	横浜市
川崎	川崎市
横須賀三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
大和高座	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲	厚木市、愛川町、清川村
相模原津久井	相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県西	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

表1-2 現在の広域化ブロックと構成市町村

ブロック名	構成市町村名	
横浜	横浜市	
川崎	川崎市	
相模原	相模原市	
横須賀三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町
湘南東	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	
湘南西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
大和高座	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	
厚木愛甲	厚木市、愛川町、清川村	
県西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(2) 施設整備

ブロック内における施設整備については、県・市町村で検討を行い、ブロックを構成する市町村が協力して分担しています。

ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設を広域整備する場合、全連続燃焼方式とし、かつその施設規模はダイオキシン類対策としては100t/日以上（発電施設の導入などを行う場合は、300t/日以上）となるよう施設整備を進めています。

1998（平成 10）年度におけるごみ焼却施設数は、34 施設であったが、2020（令和 2）年度には 28 施設となっています。

表 2 ごみ焼却施設の施設数及び処理能力

	1998 (平成 10) 年度	2020 (令和 2) 年度
30 t 未満	0	0
30 t 以上 50t 未満	2	0
50 t 以上 100t 未満	7	5
100 t 以上 200t 未満	4	4
200 t 以上 300t 未満	2	2
300 t 以上 600t 未満	9	11
600 t 以上	10	6
合計	34	28

※年間処理量が 0 の施設は除外（休止中の施設）

出典：「平成10年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」、
「ブロックで策定している各種計画（循環型社会形成推進地域計画、広域化実施計画）」

イ その他の処理施設

リサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、収集体制を含めた効率的な施設整備を図るよう検討・調整を行っています。

粗大ごみ処理施設については、1998（平成 10）年度 36 施設であったものが 2020（令和 2）年度には 25 施設に、し尿処理施設については、16 施設であったものが 9 施設と施設の集約化が進んでいます。

資源化施設については、リサイクルの推進等により施設の新設が進み、1998（平成 10）年度 21 施設であったものが、2020（令和 2）年度には 34 施設となっています。

3 廃棄物の将来予測

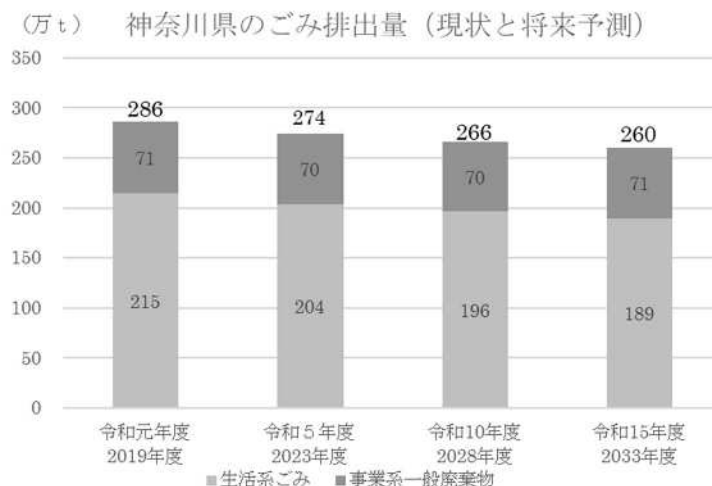
(1) 人口予測

「神奈川県将来人口推計」（平成 30（2018）年 12 月推計）によると、神奈川県の総人口は、令和 2 年頃にピークを迎え、2033（令和 15）年には約 899 万人、2045（令和 27）年には約 861 万人と、減少していくことが見込まれます。



(2) ごみ量予測

神奈川県における2019（令和元）年度のごみ排出量は286万tであり、その内、事業系ごみ排出量が71万t、生活系ごみ排出量が215万tとなっています。将来推計人口をもとに将来のごみ排出量を推計すると、事業系ごみも生活系ごみも減少し、2033（令和15）年度には総排出量260万tに減少する見込みです。



4 広域化・集約化の基本方針

(1) 広域化・集約化の目的と方向性

将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めます。

本県では、人口減少に加え、ごみの排出抑制、再利用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進によってごみ量が減っていくことが見込まれます。その結果、ごみ処理施設の稼働率が下がり、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理経費等の観点での非効率が懸念されるため、中長期的かつ広域的なごみの排出動向を見据え、ごみ処理量に見合った処理施設の計画的な整備を行い、必要に応じて広域ブロックの見直しを行うことによって、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めます。また、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めます。

(2) 目標

施設の集約化により、2033（令和15）年度には、現在（2020（令和2）年度）のごみ焼却施設数に比べて4施設（28施設⇒24施設）減らすことを目標とします。

(3) 施策

市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。

ア 処理の広域化

現在、県内の12ブロックにおいて、地域の実情を勘案し、中長期的な人口規模及びごみ排出量を見越して施設の集約化を行っており、必要に応じて既存施設の長寿命化・延命化を図りながら施設整備を進めています。そのため、本計画においては、現状のブロック区割りでごみ処理の広域化・集約化を進めることとします。

なお、計画策定後、市町村の意向の変化や廃棄物の減量化・資源化が進むなど、さらにごみ処理の広域化が必要となることも想定されるため、循環型計画の見直しに合わせ、概ね5年ごとにブロック区割りの見直しを行います。また、必要に応じて、都道府県境を越えた広域化・集約化についても、調整を行うものとします。

イ 施設の集約化

ブロックごとに、国の施設整備計画や旧計画の広域的な施設整備の考え方を踏まえ、次の点に配慮しながらごみ処理施設の集約化を進めます。

(ア) 施設規模

ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、原則、100 t/日以上 of 全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置することとします。ごみ処理の効率性や地形等により施設の大規模化が難しい場合は、100 t/日未満の施設は残しつつ、地域の特性に応じた効率的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組の検討を進めます。

(イ) 持続可能な適正処理の確保

持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていくため、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、ごみ処理事業経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めます。

なお、広域化・集約化の方法として、組合設立やごみ処理別分担、民間活用等、複数の方法が考えられるため、地域の特性や実情に応じて選択します。

(ウ) 気候変動対策の推進

廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(エ) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設の整備等、廃棄物系バイオマスの利活用を検討します。

(オ) 災害対策の強化

地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等に努めます。特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割を担えることに配慮します。

(カ) 地域への新たな価値の創出

(ウ)から(オ)の観点を含め、廃棄物エネルギーの回収による地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムの構築に努めます。

5 広域化・集約化の推進に向けた今後の取組

市町村及び県は、相互協力のもと、広域化・集約化の推進に向け次のような取組を進めるものとします。

(1) 市町村の取組

ア ブロックを構成する市町村は、調整会議を開催し、ブロック内の連携・協力体制を確保するとともに、必要に応じて「ごみ処理広域化実施計画」の見直しを行い、広域化・集約化の推進に向けた積極的な取組を進めます。

イ 「ごみ処理広域化実施計画」の推進にあたり、必要に応じて市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」や条例・規則等の見直しを行い、必要な施設整備等を進めます。

ウ 災害時に廃棄物の処理が困難となった場合のために、関係機関等との体制の構築を図ります。

エ 必要に応じて、ブロックを超えた処理施設の整備計画やごみ処理の相互支援について調整・協議を行います。

(2) 県の取組

ア ブロックごとに設置する調整会議にメンバーとして参画し、「広域化・集約化実施計画」の策定や、処理施設の整備等に対する技術的支援を行うとともに、温室効果ガスの削減や、廃棄物の再資源化の推進に資する先進的な取組事例等について、積極的に情報提供を行います。

イ ブロックごとの施設整備の進捗状況や、施設整備が完了するまでの過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行います。

ウ 広域化・集約化に向けた施設整備における、国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充について、国に働きかけを行います。

エ 災害時の県内又は県域を超える広域的な廃棄物処理体制の構築を行います。

オ ブロックを超えた課題に対し、県は課題解決に向けて、情報収集や情報交換等を行う会議等を開催します。

広域化ブロックにおける廃棄物処理体制

各ブロックにおける廃棄物処理体制や今後の計画については、市町村相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」（単独ブロックについては、各市「一般廃棄物処理計画」）に定められています。ここでは、各ブロックのごみ処理体制の現状と施設整備状況について概要を掲載します。

1 広域化ブロックのごみ処理の現状について

ブロック名	構成市町村	人口（人）	面積（km ² ）	総排出量（t）	焼却量（t）
横浜	横浜市	3,748,781	437.70	1,153,302	886,643
川崎	川崎市	1,530,457	143.01	445,210	356,044
相模原	相模原市	722,828	328.91	229,745	188,443
横須賀・三浦	横須賀市	393,894	100.82	131,299	92,670
	三浦市	42,488	32.05	15,652	8,414
	合計	436,382	133	146,951	101,084
鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市	172,262	39.67	58,123	30,375
	逗子市	59,936	17.28	18,538	10,845
	葉山町	31,683	17.04	11,454	6,036
	合計	263,881	73.99	88,115	47,256
湘南東	藤沢市	434,568	69.56	137,371	102,786
	茅ヶ崎市	241,887	35.70	70,639	56,316
	寒川町	48,379	13.34	13,888	11,151
	合計	724,834	119	221,898	170,253
平塚・大磯・二宮	平塚市	257,729	67.82	82,770	64,928
	大磯町	31,284	17.18	10,900	8,169
	二宮町	27,744	9.08	8,468	5,806
	合計	316,757	94	102,138	78,903
秦野・伊勢原	秦野市	165,051	103.76	48,910	35,499
	伊勢原市	102,137	55.56	30,528	25,057
	合計	267,188	159.32	79,438	60,556
大和高座	大和市	237,445	27.09	68,480	55,139
	海老名市	133,706	26.59	38,703	28,379
	座間市	130,608	17.57	34,638	26,763
	綾瀬市	84,372	22.14	24,590	19,554
	合計	586,131	93	166,411	129,835
厚木愛甲	厚木市	224,677	93.84	73,867	55,151
	愛川町	39,381	34.28	13,071	9,420
	清川村	3,108	71.24	988	699
	合計	267,166	199	87,926	65,270

ブロック名	構成市町村	人口（人）	面積（km ² ）	総排出量（t）	焼却量（t）
小田原・足柄下	小田原市	190,109	113.81	68,811	53,750
	箱根町	11,169	92.86	15,231	14,372
	真鶴町	6,843	7.05	3,086	2,496
	湯河原町	23,802	40.97	13,261	10,910
	合計	231,923	255	100,389	81,528
南足柄・足柄上	南足柄市	41,814	77.12	13,578	10,117
	中井町	9,368	19.99	3,215	2,676
	大井町	17,060	14.38	5,573	4,266
	松田町	10,884	37.75	3,538	2,697
	山北町	9,702	224.61	3,576	2,861
	開成町	18,010	6.55	5,526	3,889
	合計	106,838	380	35,006	26,506

出典「令和元年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」

2 各ブロックにおける廃棄物処理体制について

(1) 横浜ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
横浜市	鶴見工場	1,200 t/日	1994(平成6)年度	22,000kW	
	旭工場	540 t/日	1998(平成10)年度	9,000 kW	
	金沢工場	1,200 t/日	2000(平成12)年度	35,000 kW	
	都筑工場	1,200 t/日	1983(昭和58)年度	13,000 kW	
	保土ヶ谷工場	1,200 t/日	1980(昭和55)年度	4,200 kW	休止中※

※当該資料に記載の施設については、令和4年度3月時点で稼働中のものに限定しているが、保土ヶ谷工場については、バックアップ施設として一時休止中のため記載。

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
横浜市	都筑工場	破砕	38t/日	1984(昭和59)年度	
	鶴見資源化センター	破砕	250t/日	1995(平成7)年度	
	旭工場	破砕	38t/日	1999(平成11)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
横浜市	緑資源選別センター A棟	選別・圧縮・ 梱包	25t/日	1993(平成5)年度	

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
横浜市	緑資源選別センター B棟	選別・圧縮・ 梱包	35t/日	1998(平成10)年度	
	戸塚資源選別センター	選別・圧縮・ 梱包	60t/日	1995(平成7)年度	
	鶴見資源化センター	選別・圧縮・ 梱包	50t/日	1995(平成7)年度	
	金沢資源選別センター	選別・圧縮・ 梱包	30t/日	2002(平成14)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
横浜市	南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	海面埋立	400万m ³	2017(平成29)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・焼却施設（鶴見工場）の長寿命化対策（2022(令和4)年度竣工予定）
- ・焼却施設（保土ヶ谷工場）の再整備（2028(令和10)年度竣工予定）
- ・排水処理施設（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場）整備（2022(令和4)年度竣工予定）
- ・廃棄物運搬中継施設（保土ヶ谷工場）の再整備（2029(令和11)年度竣工予定）

(2) 川崎ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
川崎市	浮島処理センター	900 t / 日	1995(平成7)年度	12,500 kW	
	堤根処理センター	600 t / 日	1978(昭和53)年度	2,000 kW	
	王禅寺処理センター	450 t / 日	2011(平成23)年度	7,500 kW	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
川崎市	浮島処理センター	破碎・圧縮	50t/日	1995(平成7)年度	
	王禅寺処理センター	破碎・圧縮	40t/日	2015(平成27)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
川崎市	南部リサイクルセンター	選別・圧縮・ 梱包	55t/日	1997(平成9)年度	

	浮島処理センター	選別・圧縮・ 梱包	125t/日	2010(平成22)年度	
	王禅寺処理センター	選別・圧縮・ 梱包	58t/日	2015(平成27)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
川崎市	浮島2期廃棄物埋 立処分場	海面埋立	2,673,500m ³	2000(平成12)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・焼却施設(橘処理センター)整備 (2023(令和5)年度竣工予定)
- ・ミックスペーパー資源化処理施設(橘処理センター)整備 (2023(令和5)年度竣工予定)
- ・焼却施設(浮島処理センター)基幹の整備 (2024(令和6)年度竣工予定)
- ・熱回収施設(堤根処理センター)整備 (2033(令和15)年度竣工予定)

(3) 相模原ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
相模原市	南清掃工場	525 t / 日	2010(平成22)年度	10,000 k w	
	北清掃工場	450 t / 日	1991(平成3)年度	2,625 k w	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
相模原市	北清掃工場	破砕	85t/日	1991(平成3)年度	

(ウ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
相模原市	一般廃棄物最終処 分場	平地埋立	1,235,300m ³	1979(昭和54)年度	

(エ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
相模原市	津久井クリーンセ ンター	固液分離方 式・希釈下水 道放流	89kL/日	2015(平成27)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・最終処分場（一般廃棄物最終処分場）第2期整備地嵩上（2023(令和5)年度竣工予定）

(4) 横須賀・三浦ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
横須賀市	横須賀ごみ処理施設	360 t / 日	2019(令和元)年度	6,600Kw	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
横須賀市	横須賀ごみ処理施設	破砕・選別	30t/日	2019(令和元)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
横須賀市	横須賀市リサイクルプラザ	選別・圧縮・梱包	220t/日	2001(平成13)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
三浦市	最終処分場	山間埋立	48,900m ³	2019(令和元)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・三浦市ストックヤード整備（2024(令和6)年度竣工予定）
- ・三浦市サテライトセンター整備（2026(令和8)年度竣工予定）

(5) 鎌倉・逗子・葉山ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
鎌倉市	名越クリーンセンター	150 t / 日	1981(昭和56)年度	—	令和6年度運転停止予定
逗子市	逗子環境クリーンセンター	140t/日	1981(昭和56)年度	—	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
鎌倉市	今泉クリーンセンター	破砕	50t/日	1973(昭和48)年度	
		圧縮	10t/日		

	名越クリーンセンター	破砕	50t/日	1981(昭和56)年度	
		圧縮	10t/日		
逗子市	逗子環境クリーンセンター	破砕・圧縮	30t/日	1979(昭和54)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
鎌倉市	笛田リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	20t/日	1997(平成9)年度	
逗子市	逗子環境クリーンセンター	選別・圧縮・梱包(ペットボトル)	1.25t/日	1999(平成11)年度	
		選別・圧縮・梱包(容器包装プラ)	16.8t/日	2020(令和2)年度	
		ストックヤード(剪定枝)	3.75t/日	2010(平成22)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・鎌倉市中継施設整備 (2026(令和8)年度竣工予定)
- ・鎌倉市生ごみ資源化施設整備 (2028(令和10)年度竣工予定)
- ・葉山町生ごみ資源化処理施設整備 (2024(令和6)年度竣工予定)
- ・葉山町ストックヤード整備 (2024(令和6)年度竣工予定)
- ・葉山町可燃ごみ中継施設(サテライトセンター)整備 (2024(令和6)年度竣工予定)

(6) 湘南東ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
藤沢市	北部環境事業所	150 t	2007(平成19)年度	4,000kw	
	石名坂環境事業所	260 t	1983(昭和58)年度	2,100kw	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	360 t	1995(平成7)年度 ※	3,000kw	

※基幹的改良工事実施 (2015(平成27)年度~2017(平成29)年度)

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	破砕・圧縮	70.5 t/日	2012(平成24)年度	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	破砕	50 t/日	1977(昭和52)年度	令和6年度運転停止予定

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
藤沢市	リサイクルプラザ 藤沢	選別・圧縮・ 梱包	61.5 t/日	2012(平成24)年度	
寒川町	寒川広域リサイク ルセンター	選別・圧縮・ 貯留	55.5 t/日	2011(平成23)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
藤沢市	女坂最終処分場	山間埋立	200,000 m ³	1996(平成8)年度	
茅ヶ崎市	堤十二天一般廃棄 物最終処分場	山間埋立	186,000 m ³	2004(平成16)年度	令和15年度運 転停止予定

(オ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
藤沢市	北部環境事業所し 尿処理施設	ばっ気+遠心脱 水+凝集沈殿	230k1	1961(昭和36)年度	
寒川町	寒川町美化センター	高負荷脱窒素 処理方式	70k1	1995(平成7)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・藤沢市北部環境事業所2号炉増設整備 (2023(令和5)年度竣工予定)
- ・茅ヶ崎・寒川地域粗大ごみ処理施設整備 (2024(令和6)年度竣工予定)
- ・藤沢市北部環境事業所し尿処理施設基幹の設備改良 (2031(令和13)年度竣工予定)
- ・茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設延命化又は更新事業 (2032(令和14)年度竣工予定)

(7) 平塚・大磯・二宮ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
平塚市	平塚市環境事業セ ンター	315 t/日	2013(平成25)年度	5,900kW	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
平塚市	平塚市粗大ごみ破 砕処理場	横型回転衝撃 せん断式	55 t/日	2019(平成元)年度※	

※1延命化工事実施 (2013(平成25)年度～2015(平成27)年度)

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
平塚市	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮・梱包	46.86 t/日	2004(平成16)年度	
大磯町	大磯町リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	6 t/日	2018(平成30)年度	
		積替圧縮・一時保管	47 t/日	2018(平成30)年度	
二宮町	二宮町ウッドチップセンター	チップ化	12 t/日	2015(平成27)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
平塚市	平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場	山間埋立	456,000 m ³	1984(昭和59)年度	

(オ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
大磯町	大磯町し尿処理施設	膜分離高負荷脱窒素処理方式	50kL/日	1978(昭和53)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・大磯町し尿処理施設整備 (2029(令和11)年度竣工予定)
- ・1市2町粗大ごみ破碎処理施設整備 (2031(令和13)年度竣工予定)

(8) 秦野・伊勢原ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
秦野市伊勢原市環境衛生組合	伊勢原清掃工場	90 t/日	1985(昭和60)年度	—	令和5年度末までに運転停止予定
	はだのクリーンセンター	200 t/日	2012(平成24)年度	3,820 kW	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
秦野市伊勢原市環境衛生組合	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設	選別・破碎・圧縮	手選別10t/日 破碎機30t/日 圧縮機12t/日	1972(昭和47)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
伊勢原市	伊勢原市資源リサイクルセンター	圧縮・選別・梱包等	4.5 t / 日	2008(平成20)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
秦野市伊勢原市環境衛生組合	栗原一般廃棄物最終処分場	山間埋立	175,000 m ³	1993(平成5)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・粗大ごみ処理施設（伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設）整備（2028(令和10)年度竣工予定）

(9) 大和高座ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
大和市	大和市環境管理センター	450t/日	1993(平成5)年度	—	
高座清掃施設組合	高座クリーンセンター	245t/日	2019(令和元)年度	4,870 kW	

※基幹的設備の改良による10年程度の長寿命化を実施（2020(令和2)年度～2023(令和5)年度）

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
大和市	大和市環境管理センター	破碎・選別・圧縮	80 t / 日	1993(平成5)年度	
高座清掃施設組合	高座クリーンセンター	破碎・選別	14 t / 日	2019(令和元)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
大和市	大和市資源選別所	選別・圧縮・保管	4.5 t / 日	1993(平成5)年度	
	大和市環境管理センター	選別・圧縮・保管	4.5 t / 日	2019(令和元)年度	
海老名市	海老名市資源化センター	選別・保管	25.6 t / 日	2001(平成13)年度	

座間市	座間市資源リサイクルセンター	選別・保管	35 t/日	2014(平成26)年度	
	座間市第2資源リサイクルセンター	選別・圧縮・保管	4.5 t/日	2015(平成27)年度	

(エ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
高座清掃施設組合	高座クリーンセンター水処理施設	固液分離式	48 k1/日	2014(平成26)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・大和市焼却施設の基幹的改良 (2023(令和5)年度竣工予定)

(11) 厚木愛甲ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
厚木市	厚木市環境センター	327t/日	1987(昭和62)年度	1200 k W	令和6年度運転停止予定

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
厚木市	厚木市環境センター	破砕	50t/日	1987(昭和62)年度	令和7年度運転停止予定
愛川町	愛川町美化プラント	破砕・圧縮	15t/日	1990(平成2)年度	※

※2025(令和7)年度に粗大ごみ処理の設備は運転停止予定。その後は資源化施設として一部設備を継続使用予定

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
厚木市	厚木市資源化センター	選別・圧縮・梱包	28.8t/日	2000(平成12)年度	

(エ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
厚木市	厚木市衛生プラント	標準脱窒素	69k1/日	1997(平成9)年度	
愛川町	愛川町衛生プラント	高負荷脱窒素	37k1/日	1986(昭和61)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・焼却施設（高効率ごみ発電施設）整備（2025(令和7)年度竣工予定）
- ・粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）整備（2025(令和7)年度竣工予定）

(11) 小田原・足柄下ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収能力	備考
小田原市	小田原市清掃工場	180t/日	1979(昭和54)年度	—	1炉(90t/日)休炉
		150t/日	1991(平成3)年度※	—	
箱根町	箱根町環境センター	135t/日	1993(平成5)年度	—	令和6年度運転停止予定
湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター	70t/日	1997(平成9)年度	—	

※基幹的設備の改良による長寿命化を実施（2016(平成28)年度～2019(令和元)年度）

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
小田原市	小田原市リサイクルセンター	破碎・選別	30t/日	1997(平成9)年度	
箱根町	箱根町環境センター	破碎・選別・圧縮	30t/日	1993(平成5)年度	
湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター	破碎・選別・圧縮	24t/日	1990(平成2)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
小田原市	小田原市リサイクルセンター（びん・缶）	選別・圧縮	15.8t/日	1996(平成8)年度	
	小田原市ペットボトル減容施設	選別・圧縮・梱包	4.9t/日	2003(平成15)年度	
箱根町	箱根町環境センター（ペットボトル減容施設）	圧縮・梱包	0.7t/日	1999(平成11)年度	
湯河原町真鶴町衛生組合	選別処理施設	選別・圧縮・梱包	PET 1.5t/日 びん4.8t/日	2001(平成13)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	埋立区分	処理能力	供用開始年度	備考
湯河原町真鶴町衛生組合	一般廃棄物最終処分場	山間埋立	77,350m ³	2019(令和元)年度	

(オ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
箱根町	箱根町環境センター清掃第2プラント	嫌気性消化活性汚泥	47 k1/日	1967(昭和42)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・焼却施設(湯河原美化センター)基幹的設備改良工事(2023(令和5)年度竣工予定)
- ・ストックヤード整備(2024(令和6)年度竣工予定)
- ・箱根町中継施設整備(2024(令和6)年度竣工予定)

(12) 南足柄・足柄上ブロック

ア 施設の整備状況

(ア) 焼却施設

事業主体	施設名	処理能力	供用開始年度	エネルギー回収量	備考
南足柄市	南足柄市清掃工場	73t/日	1982(昭和57)年度	—	
足柄東部清掃組合	大井美化センター	50t/日	1984(昭和59)年度	—	
足柄西部清掃組合	足柄西部環境センター	50t/日	1995(平成7)年度	—	

(イ) 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
南足柄市	南足柄市清掃工場	破碎・選別	10t/日	1983(昭和58)年度	
足柄東部清掃組合	中井美化センター	破碎・選別	20t/日	1984(昭和59)年度	
足柄西部清掃組合	足柄西部環境センター	破碎・選別	8t/日	1995(平成7)年度	
		破碎・切断	5t/日	1995(平成7)年度	

(ウ) 資源化施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
中井町	中井町チップヤード	—	4t/日	2010(平成22)年度	
大井町	大井町剪定枝破碎処理場	破碎	4t/日	2001(平成13)年度	
開成町	開成町グリーンリサイクルセンター	ごみ堆肥化	5t/日	2004(平成16)年度	

(エ) 最終処分場

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
南足柄市	最終処分場	山間埋立	40,000m ²	2005(平成17)年度	
足柄東部清掃組合	岩倉最終処分場	山間埋立	47,700m ²	1986(昭和61)年度	

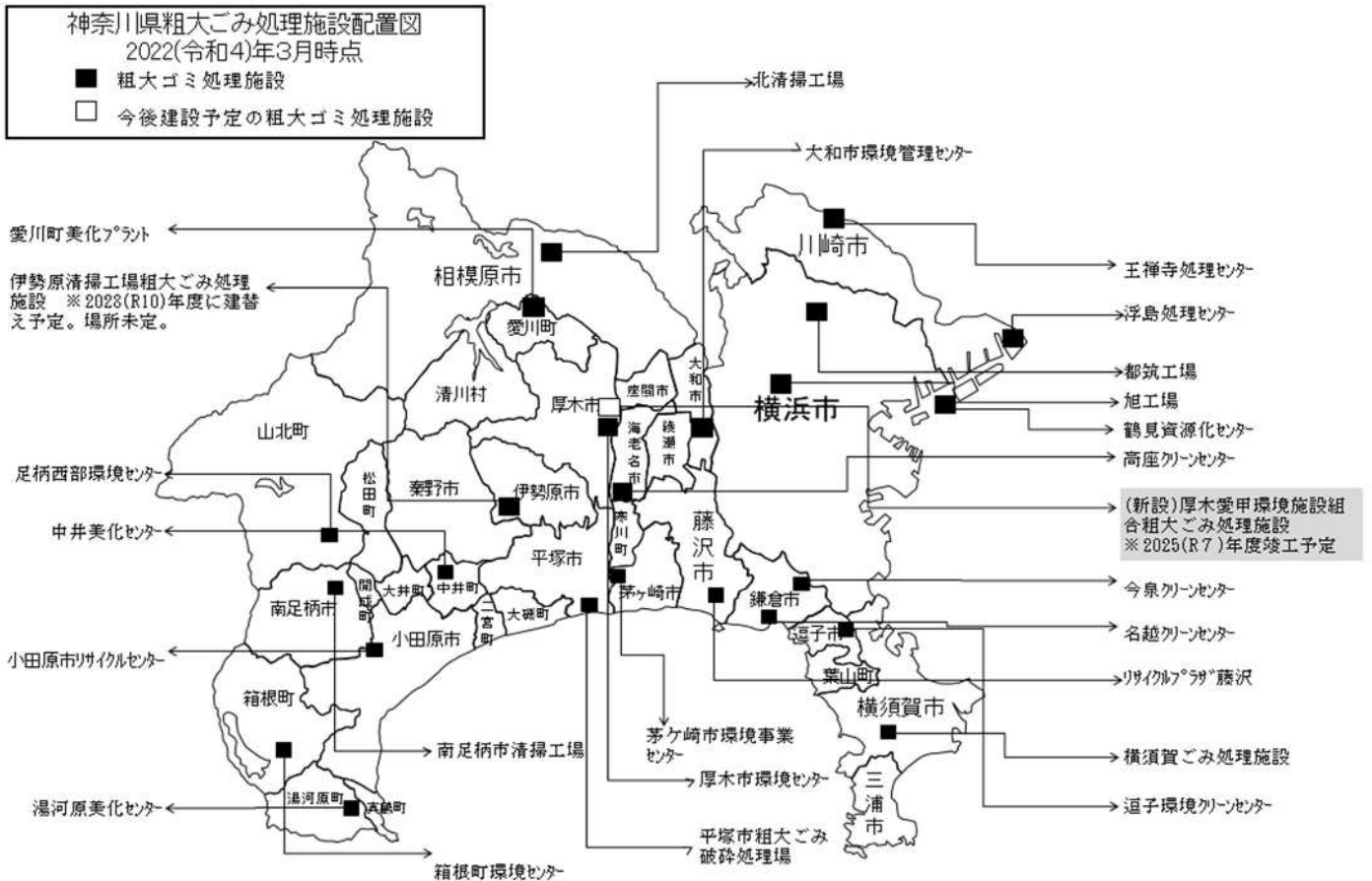
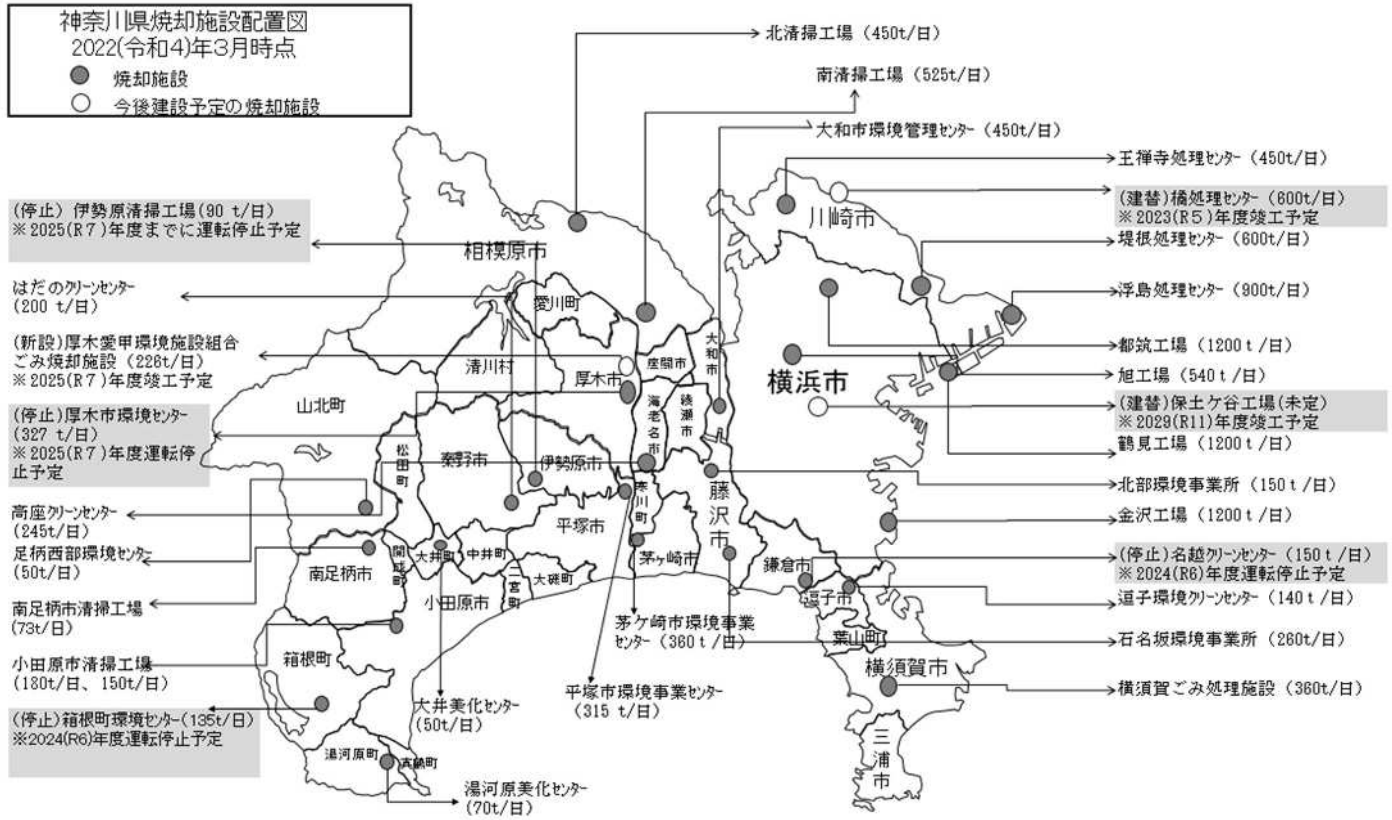
(オ) し尿処理施設

事業主体	施設名	処理方式	処理能力	供用開始年度	備考
足柄上衛生組合	足柄衛生センター	標準脱窒素	150k1/日	1982(昭和57)年度	

イ 今後の施設整備について

- ・焼却施設整備 (時期未定)

(参考) 廃棄物処理施設配置図



2 廃棄物の将来推計

2-1 将来推計結果

(1) 一般廃棄物

ア ごみ

市町村の一般廃棄物処理基本計画の将来推計値等を参考に、2019（令和元）年度を基準年度として、将来推計を行った。

(ア) 排出量の推計方法

排出量は以下の数式を用いて算出することとした。

○算出式

排出量推計＝当該年度の年間指標（県人口）×排出原単位×365日

※排出原単位は、一人一日あたりの排出量（単位：g／人・日）

2019（令和元）年度における本県の排出量等は表1のとおりである。本県の排出量のうち、横浜市は40%、川崎市は16%、相模原市は8%を占めており、3市の排出量の合計は本県の排出量の約3分の2を占めている。また、再生利用量及び最終処分量についても、3市の合計は約6～8割を占めている状況である。

表1 神奈川県における一般廃棄物排出量等の状況（2019（令和元）年度）

	排出量		再生利用量		最終処分量	
		割合		割合		割合
神奈川県	2,856,529	100%	689,807	100%	236,274	100%
横浜市	1,153,302	40%	263,687	38%	127,689	54%
川崎市	445,210	16%	83,185	12%	48,757	21%
相模原市	229,745	8%	45,754	7%	20,003	8%

出典：令和元年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

以上の状況を鑑みて、本県の将来における一般廃棄物の排出量原単位の増減率が3市における一般廃棄物の排出量原単位の増減率の平均になると仮定して、各市の一般廃棄物処理基本計画等を基に、本県の一般廃棄物排出量原単位を推計し、排出量を推計した。

(イ) 処理量の推計方法

排出量に対する再生利用量及び減量化量の比率は近年横ばいであることから、2020（令和2年）度以降も一定であると仮定して算出した。また、最終処分量については、各年度の排出量から再生利用量及び減量化量を減じることによって算出した。

(ウ) 将来推計結果

(ア)及び(イ)により推計した将来における一般廃棄物（ごみ）の排出量等は、表2のとおり。

表2 一般廃棄物（ごみ）の将来推計結果

	実績		予測	
	2019(R1)年度		2025(R7)年度	2030(R12)年度
排出量	286		280	268
再生利用量	69	24%	68	65
最終処分量	24	8%	23	22
減量化量	193	68%	189	181

イ し尿等

神奈川県生活排水処理施設整備構想等を参考に、し尿（くみ取り）、浄化槽の割合等を算出し、将来推計を行った。

(ア) 推計方法

し尿及び浄化槽汚泥の排出量（収集量）は以下の数式を用いて算出することとした。

○算出式

排出量推計＝当該年度の年間指標（し尿処理人口、単独処理浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口）×排出原単位

※年間指標であるし尿処理人口等については、神奈川県生活排水処理施設整備構想の生活排水処理率や環境省公表資料である一般廃棄物処理実態調査結果を用いて推計した。（単位：人）

※排出原単位は、2020（令和2）年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量等を用いて算出した。（単位：k1／人・年）

(イ) 将来推計結果

(ア)により推計した将来における一般廃棄物（し尿等）の排出量は、表3のとおり。

表3 一般廃棄物（し尿等）の将来推計結果

単位：万キリットル

	実績	予測	
	2019(R1)年度	2025(R7)年度	2030(R12)年度
し尿	4	3	2
浄化槽汚泥	28	26	24

(2) 産業廃棄物

神奈川県産業廃棄物総合実態調査を実施した2019（令和元）年度を基準年度として、業種ごとの活動量指標を用いて将来推計を行った。

(ア) 推計方法

- ① 産業廃棄物の発生を説明できる経済指標として業種ごとに設定した活動量指標について、過去の実績値等から活動量指標の将来予測を行った。

表4 業種ごとの活動量指標等

業種	活動量指標及び将来予測方法
建設業	過去の元請完成工事高（建設工事施工統計調査報告）を用いて予測し、将来の活動量指標とした。
製造業	製造業を、基礎素材型産業、加工組立型産業、生活関連・その他型産業の3つの型に分類し、型別に過去からの製造品出荷額等（経済センサス・工業統計）を用いて予測し、将来の活動量指標とした。
電気・ガス・水道業	日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）の将来人口を将来の活動量指標とした。
医療・福祉	過去の病床数（医療施設調査病院報告書）を用いて予測し、将来の活動量指標とした。
その他	業種別に過去3ヶ年（平成28年、29年、30年）の従業者数に基づいた回帰式により、将来の活動量指標を予測した（従業者数は経済センサス調査を典拠としている。経済センサスは、最近では上記の3ヶ年で調査されている）

- ② ①により求めた活動量指標等を用いて以下の数式を用いて排出量を算出することとした。

【将来指数】

当該年度の将来指数＝当該年度の活動量指標／2019（令和元）年度の活動量指標

【排出量】

当該年度の排出量＝2019（令和元）年度の排出量×当該年度の将来指数

- ③ 再生利用量等の処理量については、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定して算出した。

(イ) 将来推計結果

(ア)により推計した将来における産業廃棄物の排出量は、表5及び表6のとおり。また、再生利用量等の処理量の推計結果は表7のとおり。

表5 産業廃棄物排出量の将来推計結果（業種別）

単位：万トン

	実績		予測			
	2019(R1)年度		2025(R7)年度		2030(R12)年度	
排出量	1,808		1,846		1,841	
電気・ガス・水道業	737	41%	731	40%	717	39%
建設業	484	27%	521	28%	530	29%
製造業	395	22%	409	22%	417	23%
その他	193	11%	184	10%	177	10%

表6 産業廃棄物排出量の将来推計結果（種類別）

単位：万トン

	実績		予測			
	2019(R1)年度		2025(R7)年度		2030(R12)年度	
排出量	1,808		1,846		1,841	
有機性汚泥	651	36%	648	35%	638	35%
無機性汚泥	503	28%	507	27%	504	27%
がれき類	363	20%	390	21%	397	22%
ガラス陶磁器くず	44	2%	46	3%	47	3%
木くず	31	2%	33	2%	34	2%
その他	217	12%	221	12%	222	12%

表7 産業廃棄物処理量の将来推計結果

単位：万トン

	実績		予測			
	2019(R1)年度		2025(R7)年度		2030(R12)年度	
排出量	1,808		1,846		1,841	
再生利用量	691	38%	727	39%	734	40%
最終処分量	28	2%	29	2%	29	2%
減量化量	1,089	60%	1,090	59%	1,078	59%

2-2 計画実施後の将来推計

本計画に記載した施策・事業を実施し、「IV 計画目標」に掲げた計画目標を達成した場合、廃棄物の排出量等が次のとおりになるものと推計した。

(1) 一般廃棄物（ごみ）

排出量については、人口は減少していくと推計されていること、また、市町村及び県において各施策事業を実施することにより、計画最終年度には、2019（令和元）年度に対して6%削減できるものと見込んでいます。

単位：千トン

	2019(R1)年度		2030(R12)年度			
	実績 (基準)		将来推計		将来推計 (計画実施後)	
排出量	2,857	-	2,684	-	2,678	-
再生利用量	690	24%	647	24%	750	28%
減量化量	1,930	68%	1,815	68%	1,714	64%
最終処分量	236	8%	223	8%	214	8%

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量は、建設業や製造業の排出量が増加することで全体としても増加する予測となっておりますが、排出抑制の取組を推進することにより、計画最終年度には、2019（令和元）年度に対して1%の増加に抑制できるものと見込んでいます。

単位：万トン

	2019(R1)年度		2030(R12)年度			
	実績 (基準)		将来推計		将来推計 (計画実施後)	
排出量	1,808	-	1,841	-	1,826	-
再生利用量	691	38%	734	40%	731	40%
最終処分量	28	2%	29	2%	26	1%
減量化量	1,089	60%	1,078	59%	1,069	59%

3 用語の解説

あ行	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた紙くず、生ごみ等（産業廃棄物以外）の「事業系一般廃棄物」に分類されます。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成27）年9月の国連総会で採択された持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を達成年限とし、17のゴール・169のターゲットから構成されています。 神奈川県では、「いのち輝く神奈川」の実現に向けて、SDGsの推進に取り組んでおり、2018（平成30）年6月には国が選定する「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に選ばれました。
か行	
海洋投入処分	1972（昭和47）年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）第21回締約国会議において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明しました。以降、この方針は国際公約となっています。この条約に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律において海洋投入処分の規制を行っています。
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	家庭等から排出される使用済みエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫のリサイクルを促進するため制定された法律で、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けています。
かながわエコ10トライ	地球環境保全のための行動指針「新アジェンダ21 かながわ」を引き継ぐものとして、2015（平成27）年7月にかながわ地球環境保全推進会議で採択されました。県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を10の項目、90の行動メニューとして取りまとめたものです。
神奈川県生活排水処理施設整備構想	本県の生活排水を100%処理することを目標に、市町村における下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の効果的・効率的な整備を推進するために策定した構想です。（2019（平成31）年1月改訂）
感染性廃棄物	医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれの

	ある病原体（感染性病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。
九都県市首脳会議	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議です。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮した上で、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することです。
経済的手法	環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的な誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにすることです。例としては、税・課徴金、デポジット制度、排出権取引、補助金などがあります。
建設廃棄物	建築物や工作物の建設・解体工事等によって生じる廃棄物のことです。
建設リサイクル法	建築物等の建設工事に伴って排出される特定建設資材の分別及びリサイクルを促進するため制定された法律で、一定規模以上の建設工事受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などが規定されています。
小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）	アルミや貴金属等のレアメタルなどを含む携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため制定された法律です。 国により認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等があります。
さ行	
在宅医療廃棄物	在宅医療に伴って家庭から排出される廃棄物を言い、注射針やチューブ、ビニールパック類などの廃棄物のことです。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、合計 20 種類の廃棄物です。
産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記載した帳票の写しを返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。 紙を使用したマニフェストのほか、マニフェストを電子化し、通信ネットワークを使用して廃棄物の流れを確認する「電子マニフェスト」もあります。

指定工場制度	<p>県が発注する公共工事によって生じるコンクリート塊等のリサイクルを行う工場を指定工場として登録する制度のことです。</p> <p>指定工場から調達される建設リサイクル資材（再生骨材等。原料に鉄鋼スラグ又は焼却灰溶融スラグを用いたものを含む。）は、県が公共工事において率先利用を進めています。</p>
指定事業者制度	<p>県が発注する公共工事によって生じる建設発生木材等の適正なりサイクルを行う事業者を指定事業者として登録する制度のことです。</p>
自動車リサイクル法（使用済み自動車の再資源化等に関する法律）	<p>使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、引取業者等の関連事業者及び自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。</p>
循環経済	<p>従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。サーキュラーエコノミーとも言います。</p>
た行	
多量排出事業者	<p>多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。廃棄物処理法では、年間に1,000トン以上の産業廃棄物及び50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を策定するとともに、その実施状況について都道府県知事又は廃棄物処理法に基づく政令市長に提出することが義務付けられています。</p>
多量排出事業者等	<p>県及び県内政令4市が協調して行う廃棄物自主管理事業において対象事業者とする、年間に800トン以上の産業廃棄物及び40トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者（法定の多量排出事業者（「多量排出事業者」参照）のほか、前記の各数量に満たない任意参加事業者も含む）のことです。</p>
地域循環共生圏	<p>各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を保管し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。2018（平成30）年4月に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱され、地域循環共生圏の創造はSDGsの実現にもつながるものです。</p>
登録再生利用事業者制度	<p>食品リサイクル法に定める制度で、食品廃棄物等の再生利用を行う再生利用事業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣が再生利用事業者を登録する制度です。登録を受けた再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の収集運搬業の許可や、再生利用でできた肥料・飼料の製造・販売に関する届出が不要になるなどの特例が認められています。</p>

な行	
熱回収	廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。サーマルリカバリーとも言います。
熱回収施設設置者認定制度	廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理施設（市町村が設置した施設を除く）又は産業廃棄物処理施設であって、熱回収の機能を有するものを設置している者が、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる制度です。
は行	
P C B 廃棄物	P C B とは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油など様々な用途で利用されてきましたが、その毒性が明らかになり 1972（昭和 47）年に製造が中止になりました。P C B 廃棄物とは、P C B や P C B を含む油又は P C B が塗布されたもの、封入されたものなどが廃棄物となったものです。P C B 特別措置法及び廃棄物処理法により、届出、適正保管及び定められた期間内の処理が義務付けられています。
や行	
有害使用済機器保管等届出制度	有害物質を含む使用済みの電気電子機器等、廃棄物処理法に定める有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対して、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度です。同法上の廃棄物には該当しない有害使用済機器が環境保全措置を十分に講じないまま保管等されることにより、火災を含めた生活環境保全上の支障が指摘されたことから、2018（平成 30）年に創設されました。
優良産業廃棄物処理業者認定制度	廃棄物処理法に基づき、通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度です。優良な事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるために創設されました。
容器包装廃棄物	容器包装リサイクル法では、「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され又は当該商品と分離された場合に不要になるものとされています。容器包装廃棄物は、これが一般廃棄物となったもので、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラスびん、紙製容器包装、紙パック、段ボール、アルミ缶、スチール缶が対象になります。